

「長崎市中央部・臨海地域」

中央エリア整備計画【素案】

平成 26 年 1 月 29 日

長崎市・長崎県

目 次

第1章 重点エリアの整備に関する方針	P 1
1. 「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画の概要	P 1
(1) 長崎が果たすべき役割	P 1
(2) 整備の基本方針	P 2
2. 重点エリア(中央)指定の経緯	P 8
(1) 重点エリア指定に至る主な経緯	P 8
(2) 重点エリアの範囲	P 8
(3) 重点エリア及び周辺の状況	P 10
第2章 重点エリア(中央)の土地利用に関する事項	P 20
1. 関連する他の計画等の状況	P 20
(1) 長崎市景観基本計画、景観計画、景観条例	P 20
(2) まちなか再生の行動に関する基本方針	P 21
(3) 長崎市中央地区まちなか活性化基本計画	P 22
(4) 長崎市観光戦略、長崎市アジア・国際観光戦略	P 23
(5) 県庁舎跡地活用懇話会提言	P 24
(6) 出島復元計画	P 26
(7) 市庁舎建替計画と公会堂機能の確保	P 26
(8) 諏訪の森再整備構想	P 27
(9) 長崎県立図書館再整備構想、新県立図書館整備基本方針	P 27
(10) 環長崎港地域アーバンデザインシステム	P 28
(11) ながさきデザイン会議	P 29
2. 重点エリア(中央)に関する課題	P 30
3. 土地利用ゾーニング	P 32
第3章 重点エリア(中央)における都市基盤施設の整備等に関する事項	P 33
1. 都市の魅力の強化	P 33
2. 回遊性の充実	P 36
3. 国際ゲートウェイ機能の再構築	P 38
第4章 重点エリア(中央)の整備の主体及び時期に関する事項	P 39
1. 整備プログラム作成の基本方針	P 39
2. 短期整備プログラム	P 40
3. 中期整備プログラム	P 41
3. 長期整備プログラム	P 42
4. 整備計画平面図及び整備プログラム表	P 44
第5章 計画の推進に向けて	
1. 都市基盤施設の整備に向けた課題等の整理	P 46
2. 推進体制	P 46

第1章 重点エリアの整備に関する方針

1. 「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画の概要

(1) 長崎が果たすべき役割

平和の発信地としての役割

平和学習、平和交流、講演会、イベント等により、被爆の実相を実際に見て、聞いて、学んでもらうなど、被爆地にしかできない取り組みを推進しており、国内外の幅広い年齢層の来訪者にゆっくり見てもらえる「平和の発信地」として整備を推進する。

観光の発祥地としての役割

長崎の出島や世界遺産候補等の価値や祭り・人々の生活・食等の独特な文化の魅力をはじめ、風景と自然の魅力、産業都市としての魅力、平和都市としての魅力、国際都市としての魅力などが息づいている地域の多様な資源を更に磨き上げることが必要である。

そして、これらの資源を「長崎さるく」というまち歩き・まち体験を通して長崎の魅力を体感していただくことが必要である。

これにより、長崎にしかない歴史・文化を守るとともに、さらに発展させ世界中の人々に体験・実感してもらうことが観光の発祥地としての責務である。

国際ゲートウェイとしての役割

県都としての陸のゲートウェイ（玄関口）、離島への海のゲートウェイ（玄関口）の機能としての役割や、東アジアクルーズに優位な位置にある地理的条件や歴史を活かした東アジアへの海のゲートウェイ（玄関口）の機能としても重要な役割を担っている都市であり、観光立国推進の観点から、飛行機や新幹線を通じて東アジアと国内各地を繋げ、フライ&クルーズ、レール&クルーズの寄港地として国際ゲートウェイ機能を復活させることが長崎の役割である。

(2) 整備の基本方針

地域の目指すべき姿

～「平和と文化の国際交流拠点都市 長崎の再生」～

被爆地ナガサキは核兵器の非人道性を訴え、「核兵器廃絶」への願いを世界に発信し続けてきた。国際社会では、核兵器の非人道性が訴えられ、非合法化への努力を求める動きが活発化している。今後ヒロシマとも連携を図りながら、国際社会との交流をとおして被爆の実相を継承するなど「国際平和都市」として「核兵器のない世界」の実現に貢献していく。

観光の発祥の地として、「観光」の原点に立ち返り、長崎のまちや人の「光」を引き出し、磨き上げ、人々に「観」せることにより、「国際観光文化都市」としての輝きを取り戻し、観光再生により交流人口を拡大し、その経済波及効果により、長崎の活力の再生・向上を目指す。また、その効果を離島や県内各地に波及させることにより長崎県全体の活力の再生・向上を目指す。

長崎の活力の再生・向上を目指すためには、まちの魅力を磨き交流客を滞留させることが必要である。そのため、地域資源の充実と魅力向上が必要であり、二つの世界遺産候補など長崎特有の「歴史」「文化」等のこれまで活用されてきた資源をさらに磨き上げ、遺産の保全・再生や長崎にしかない魅力あるまち並みの形成を図るとともに、観光の新たな資源として産業、医療技術等もさらに磨き、新たな交流の推進を目指す。

国際観光文化都市に再生させるためには、人々が活動し、交流し、情報を発信する場とすることが必要である。そのため、MICE・集客・情報提供等の各種の都市機能の充実・強化を進め、安心・安全で快適な都市の魅力を再生・強化し交流推進と雇用確保を目指す。

まちなかでの居住を推進するため、暮らしに必要な機能の充実を図り、住む人にとっても魅力と活力のある都市を目指す。

環境に配慮した持続可能な都市づくりを推進するため、太陽光などの新エネルギーの利用促進や地域単位でのエネルギー効率を高めるための施設整備など、低炭素型の都市を目指す。

防災に配慮した都市づくりを推進するため、洪水や津波・高潮・波浪等への対策や防災関係機関相互の連携など、防災機能の充実・強化を図り、安全・安心で快適な都市を目指す。

様々な地域資源や都市機能を有機的につなぐことにより観光地としての魅力、また居住地としての魅力を向上させることが不可欠であり、そのため、まち歩きを意識した回遊機能の強化により、安全・安心に歩くことができ、平和や歴史・文化を体感できる都市を目指す。

松が枝国際観光船ふ頭整備、JR長崎本線連続立体交差事業、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）整備等の広域交通機能の強化を大きなチャンスと捉え、その効果を最大化させることにより、東アジアからの誘客等、さらなる交流人口の拡大、経済波及効果を目指す。

国際ゲートウェイ（海外の玄関口）機能の再構築により、幅広い分野での新たな需要を創出し、これを牽引力にして新たなまちの賑わいを創出することでさらなる民間投資を誘発し、魅力と活力のあるまちづくりを目指す。

更に、ゲートウェイ（玄関口）機能の強化により、離島との利便性を強化し、交流人口の拡大による経済効果に繋げていくとともに、県全体への経済波及効果を目指す。

以上の取り組みを進めていくことにより、観光立国（ビジット・ジャパン）を牽引する都市として再生を図る。

目標年次

J R 長崎本線連続立体交差事業や長崎駅周辺土地区画整理事業等の事業期間を考慮し、概ね20年後を想定する。

整備の目標・整備方針

3つの整備目標を推進するため、以下のように8つの整備方針を位置付け、開発と保全、ハード施策とソフト施策を行政と民間が一体となって、バランスよく総合的・一体的に進める。

目標 都市の魅力の強化

整備方針 平和都市の魅力を磨き、世界に平和を発信する

整備方針 世界遺産候補など、多様な歴史・文化等の資源の魅力を磨く

整備方針 長崎の特色ある街並み景観を保全・形成する

整備方針 M I C E 機能等、官民一体となった都市機能の強化と新たな需要を創出する

整備方針 環境や防災に配慮した都市・交通機能を強化する

目標 回遊性の充実

整備方針 道路・公共交通・歩行者動線等のネットワーク整備を充実・強化する

整備方針 さるくまちとしての機能を充実・強化する

目標 国際ゲートウェイ機能の再構築

整備方針 新幹線と国際・離島航路の接続等により広域交通機能の魅力を強化する

目標 都市の魅力の強化

整備方針 平和都市の魅力を磨き、世界に平和を発信する

原爆被爆者が高齢化し減少しつつあるなかで、原爆の悲惨さを伝え、平和の尊さと大切さを次世代に継承し、被爆の実相を広く後世に伝えることができるよう、若い世代も含めた人材育成を進める。

国連や日本政府、各国政府、都市、NGO等へ、平和アピールを繰り返し発信することにより、核兵器廃絶と世界恒久平和を願う被爆地の思いを届ける。

平和市長会議をはじめ、あらゆる機会を通じ、世界各国のリーダーに長崎訪問を呼び掛け、世界の多くの人々が長崎を訪れ、核兵器による被爆の実相を知っていただく取り組みを進める。

長崎を訪れる多くの人々が被爆の実相を感じられるよう、原爆資料館を中心に、被爆都市長崎を象徴する平和公園の利便性の向上や周辺に残る被爆構造物等の保存の取り組み等、関連施設の充実を図る。

整備方針 世界遺産候補など、多様な歴史・文化等の資源の魅力を磨く

国内外の観光客を誘致するため、長崎特有の歴史・文化などの様々な地域資源をさらに磨き上げ見せる。

さるくガイドの育成の継続や「長崎歴史文化観光検定」を活用した人材育成の継続を働きかける。

二つの世界遺産候補や国指定史跡「出島和蘭商館跡」などの遺産の保存・活用を図る。

旧居留地、出島、唐人屋敷跡、寺町・中通り(和・華・蘭)など、長崎にしかない魅力を高めるまちづくりを推進する。

東アジア地域を中心とした外国人観光客の誘致を積極的に進めるため、商業、産業、医療技術等の分野を活用した都市の魅力を磨き、情報を発信し、新たな交流を推進する。

既存中心商店街などにおいて、一体的マネジメントによるまちの活性化及び中国をはじめとした外国人観光客をターゲットとした取り組みの推進や、長崎の歴史や文化を生かした食の魅力発信する。

日本の近代化を推進してきた造船産業や環境・新エネルギー関連の世界トップクラスの技術力、長崎港内港地区の工場景観等の見学、観光と医療サービスをセットにしたパッケージツアーなど、新たな観光の検討を進める。

造船重機関連産業の技術力の人材育成や新産業に対応するための人材育成等の取り組みを推進する。

整備方針 長崎の特色ある街並み景観を保全・形成する

山の上からのパノラマ、海から見上げたまちと緑と空のひろがり、まちから海・山への眺望など多様な長崎の大景観を保全・育成するため、緑の保全を図るとともに、眺望の確保に努める。また、稲佐山の魅力の向上を図るため、展望台、ロープウェイを含めた交通アクセスの整備を進める。

業務、商業、日常生活の都市活動が混在し、雑然としたまちなかを、都心居住の魅力として育成する。

出島、中華街、平和公園など、情緒ある界隈を保全し、特徴ある街並み景観を積極的に育成する。

市民・県民が環境美化意識を高め、地域住民によるボランティア清掃などにより生活環境の保全を図ることで、快適な生活を実現させる。また、これにより、交流客へのおもてなしに繋げていく。特に、たばこのポイ捨てなどの防止については、市民と連携して啓発を強化する。

長崎港を取り囲むすり鉢状の地形により、多方向から観賞できる夜間景観は世界新三大夜景の一つであることから、まちのシンボルとなる道路や観光上重要な道路、歴史的な建物や地域のランドマークとなる施設などについては、照明による夜ならではの賑わいを演出するとともに、展望場所の整備など行うことにより、港と都市の夜景が楽しめる景観づくりを進める。

整備方針 MICE機能等、官民一体となった都市機能の強化と新たな需要を創出する

長崎駅周辺は「交流のまち長崎の玄関口」として、まちなかは「多様な都市機能が集積した賑わいと歴史・文化の中心」として国際交流拠点都市にふさわしい中枢拠点を形成する。長崎の魅力を活かしたMICE誘致や機能の強化を積極的に推進する。

東アジア地域を中心とした外国人観光客や国内観光客等のニーズを踏まえながら、報奨・研修旅行などの誘致を推進する。

老朽ビルの更新、低未利用地の高度利用等により商業・業務・交流・居住機能を充実・強化し、安心・安全で快適な都市としての魅力を高める。集客・宿泊施設や情報通信関連産業等の業務機能を充実し、雇用の場の確保に努める。

市民・県民の暮らしに必要な機能の充実を図ることにより、定住人口確保と交流客へのもてなしの環境を形成する。

斜面市街地では、老朽住宅の建て替えを促進し、住環境の改善を図るとともに、ソフト政策の実施により定住可能な地域としての維持に努める。

観光客、県民・市民が訪れ、また住まうことにより、人々の交流を促進し、商業機能の再生を図る。

新県庁舎の敷地は、隣接する防災緑地と一体となって、常に県民が自由に利用できる空間として整備を進める。

整備方針 環境や防災に配慮した都市・交通機能を強化する

太陽光などの新エネルギーの普及や地域単位でのエネルギー効率を高めるための施設整備を推進する。

ヒートアイランド現象による温度上昇を抑えて、快適な生活環境を生み出すため、市街地内の緑化を促進する。

路面電車やバスなどの公共交通機関のシステムの拡充・強化の検討や、駐車場・駐輪対策、パーク&ライド、路面電車の利用促進、モビリティマネジメント等の取り組み、電気自動車等次世代自動車の普及を促進し、環境に配慮する。

新幹線は、地球環境負荷の少ない広域交通手段であり、誘客の利用拡大を図る。

東日本大震災や台風による浸水被害などの災害を踏まえ、洪水や津波・高潮・波浪等への対策や防災関係機関相互の連携など、防災機能の充実・強化を図る。

目標 回遊性の充実

整備方針 道路・公共交通・歩行者動線等のネットワーク整備を充実・強化する

長崎駅前や中央橋などの交通結節点と点在する生活や観光の拠点を、市民や県民、観光客が円滑に往来できるようにするため、道路・公共交通の機能を強化するとともに、ユニバーサルデザイン（歩道橋撤去、電停バリアフリー化など）にも配慮し、歩行者ネットワークの向上を図る。

長崎駅周辺と浦上川右岸とを連絡する歩行者動線等の強化や回遊性向上を図る。

長崎駅前の交通渋滞緩和や浦上川で分断されている東西市街地のネットワーク改善などの道路整備を進める。

整備方針 さるくまちとしての機能を充実・強化する

市民ガイドによるまち歩きの仕事を活かして、まち歩きメニューの充実を図り、情報発信を行い都市の魅力として定着を図る。平成 25 年度からは「長崎さるく」について、満足度の高い、日本一の「まち歩き・まち体験」観光を目指すため、ガイドシステム改革、コース改革などに積極的に取り組み、「長崎さるく」のさらなる進化を図る。

観光客、県民・市民が安全・快適に歩行できるよう、さるくまちの機能を充実する。あわせて、さるく観光の推進に向け、外国人観光客に対応したコース設定やニーズに応じ外国語に対応できるさるくガイドを育成する。

旧居留地、出島、唐人屋敷跡、寺町・中通り(和・華・蘭)など、長崎にしかない魅力を高めるまちづくりを推進する。【再掲】

平和公園の利便性の向上や周辺に残る被爆構造物等の保存等、関連施設の充実【再掲】とまち歩きを推進する。

目標 国際ゲートウェイ機能の再構築

整備方針 新幹線と国際・離島航路の接続等により広域交通機能の魅力を強化する

長崎の陸のゲートウェイ(玄関口)となる長崎駅周辺や海のゲートウェイ(玄関口)となる松が枝国際観光船ふ頭においては、周辺地域のまちづくりとの連携を強化し、国際都市にふさわしい拠点形成し、拡大する交流人口をまちなかへ誘導する。また、空のゲートウェイ(玄関口)である長崎空港との連絡も強化する。

東アジア地域を中心とする外国人観光客や国内観光客の誘致を促進するため、東アジア地域や国内との広域交通機能(新幹線、航路、空路)の強化、長崎駅と離島航路を直結する新たな機能の導入など利便性の向上を図る。これにより、県内の観光地へ観光客を誘導し、交流人口の拡大を図り、地域活力の再生に繋げていく。

長崎が華やいでいた大正から昭和初期の長崎上海航路時代の国際ゲートウェイ機能を復活させるため、長崎の地理的・歴史的優位性を活かし、フライ&クルーズやレール&クルーズの拠点港(起点港)として、観光客の誘致を促進する。

「長崎市中央部・臨海地域」整備基本計画イメージ図

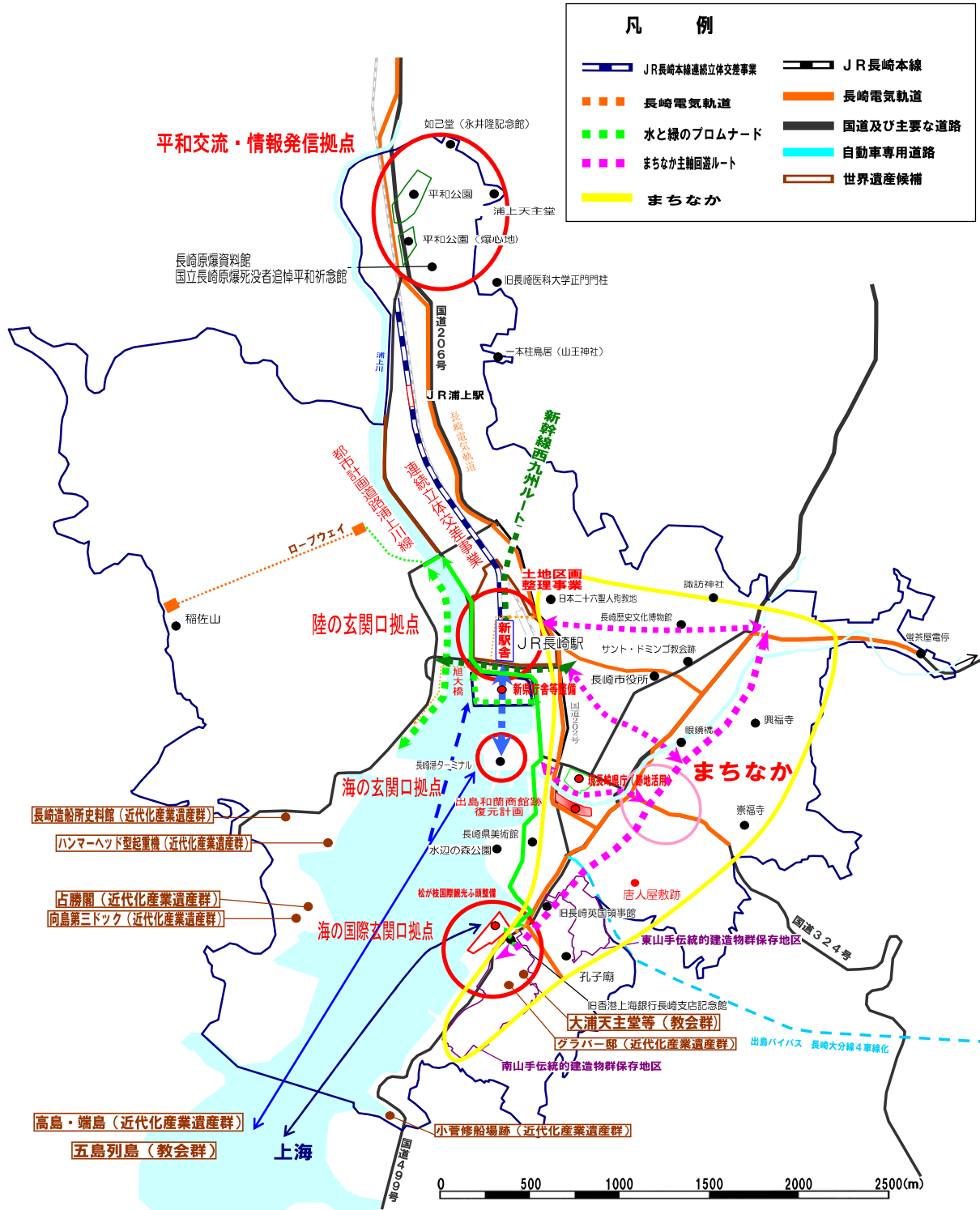


図 - 1 「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画イメージ図

2. 重点エリア（中央）指定の経緯

（1）重点エリア指定に至る主な経緯

長崎市は、昭和 24 年の長崎国際文化都市建設法制定、昭和 52 年の国際観光文化都市への指定など、世界平和を基調として、わが国における文化及び国際親善の中核都市としての役割を担ってきたことや、長い交流の歴史の中で築かれてきた「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」や、わが国の近代工業化の原動力となった「九州・山口の近代化産業遺産群」といった世界遺産候補、世界恒久平和を願う被爆地長崎市のシンボルゾーンである平和公園、鎖国時代にわが国で唯一西洋との窓口であった史跡「出島」など、世界的にも価値の高い文化・観光資源が数多く存在し、これらを活用した観光立国（ビジット・ジャパン）を牽引する都市としての役割も期待されていることから、観光立国を牽引する都市である「国際観光文化都市・長崎」の再生という観点から、平成 20 年 12 月 26 日に国土交通大臣により都市再生総合整備事業の実施区域（都市・居住環境整備重点地域）として指定された。

重点地域の名称：長崎市中心部・臨海地域

指定の区域：世界遺産候補、出島、平和公園などを含む 1,360ha（うち海域 200ha）

これを受け、長崎市と長崎県は共同して、平成 22 年 3 月 31 日に同重点地域の基本的な方針等を定めた「長崎市中心部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画を策定し、公表した。

（平成 25 年 3 月第 1 回改訂）

さらに、特に重点的に整備を進める地区（重点エリア）について、具体的な整備計画を策定するものである。

具体的には、社会資本整備総合交付金（都市再生総合整備事業）等で個別の公共事業等の実施が想定される地区の整備方針、土地利用、整備内容、整備主体・時期、推進体制等を取りまとめるものである。

この重点エリアとして、長崎の都市再生を促進する上で波及効果の大きい「中央エリア」を指定する。

中央エリア：約 99.50 ha

（2）重点エリアの範囲

重点エリアの範囲は、以下の諸事項を考慮して指定する。

諸外国との交流を通じて形成された国際色豊かな歴史・文化などの強みを活かしながら、「長崎を牽引するエンジン」として、「多様な都市機能が集積した賑わいの中心」である中心部の業務地区一帯の再生は、長崎再生の原動力となるものである。

「陸の玄関口」である長崎駅周辺エリア、「海の玄関口」である松が枝周辺エリアの整備が進められ、今後 10 年で長崎のまちの形が大きく変わる中、中心部の業務地区一帯においても公共施設等の再編計画が動き出している。それに関連する各地区の魅力と回遊性を高め、長崎駅周辺エリア、松が枝周辺エリアとの連携を図りながら、総合的に整備する必要がある区域を「重点的に整備を実施すべき範囲」として指定する。

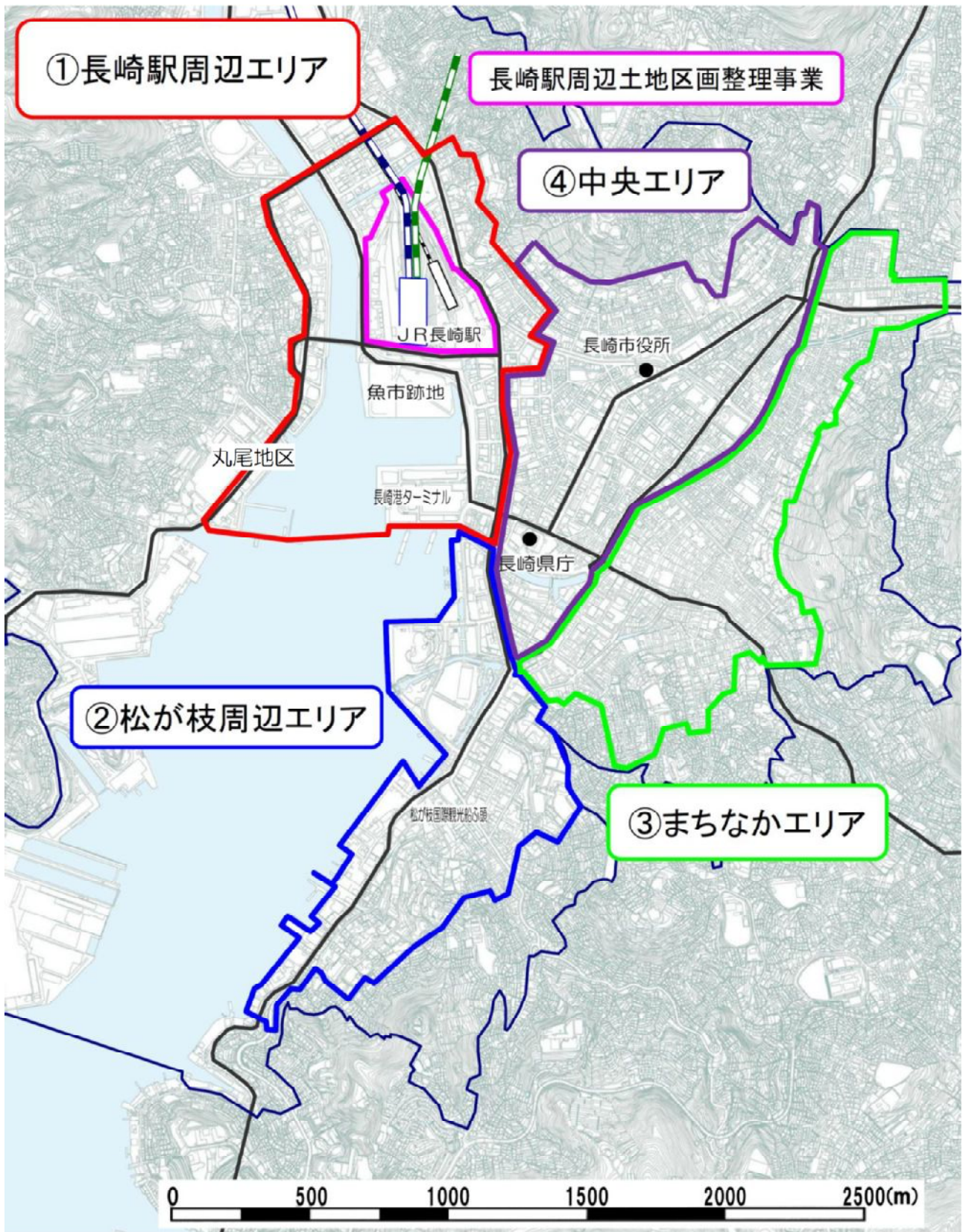


図 - 2 「長崎市中央部・臨海地域」と「重点エリア」 位置図

(3) 重点エリア及び周辺の状況

諏訪の森

本区域は、JR長崎駅の近くに位置し、駅から諏訪の森に至るまでに福濟寺、聖福寺などの寺院群、中町教会、諏訪神社、長崎歴史文化博物館など市内外から多くの人々が訪れる観光資源が多く存在し、古くは17世紀から、行政・司法・外交・貿易等の拠点であった「長崎奉行所立山役所」や「長崎会所」が置かれ、その後は、英語教育機関の「英語伝習所」などが置かれた本県有数の歴史と文化を有する地区である。

観光資源が多く存在するため、これまで以上に多くの情報を発信し、より多くの人の回遊につなげる必要がある。

長崎公園や諏訪神社並びに同神社の社叢など多くの樹木が並び閑静な佇まいを醸し出しており、環境がいい住宅地となっている。

一方、JR長崎駅周辺部には中高層マンションが多く建ち並んでおり、中町教会等歴史的な建造物が埋もれてしまっている。

回遊ルートとして歴史探訪路も整備されているが、地区内の道路には通過交通が多い路線もあり、交通安全上の危険性も存在する。



写真 - 1 < 諏訪神社 >



写真 - 2 < 長崎公園 >



写真 - 3 < 松森天満宮 >



写真 - 4 < 中町教会 >



写真 - 5 < 福濟寺 (長崎観音) >



写真 - 6 < 長崎歴史文化博物館 >



写真 - 7 < 聖福寺 >



写真 - 8 < 県立図書館 >



写真 - 9 < 林立する中高層マンション >



写真 - 10 < 通過交通が多い路線 >

中島川右岸

本区域は、土産物店や飲食店が集積しており、民間の業務ビルや小規模な店舗が幹線道路（市道出来大工町江戸町線）に面して建ち並び、その裏手は概ね住宅的な土地利用となっている。

長崎県議会発祥の地である光永寺をはじめ国登録有形文化財である江崎べっ甲店など歴史的情緒が感じられる区域である。

二級河川である中島川及びその支流には、袋橋・眼鏡橋から桃溪橋にかけて、石橋群が存在する。このうち、我が国アーチ構造の草分けといわれている眼鏡橋は国指定重要文化財、桃溪橋・袋橋は市指定有形文化財となっている。また、ながさき紫陽花（おたくさ）まつりやランタンフェスティバルが開催されるなど観光客や市民が集まる憩いの空間を創出している。



写真 - 11 < 光永寺 >



写真 - 12 < 眼鏡橋 >



写真 - 13 < 江崎べっ甲店 >



写真 - 14 < 宮の下公園 >

桜町・勝山・馬町周辺

本区域は、官公庁やオフィスビル等の大規模建築物が集積しているが、平成20年1月に長崎市立図書館が開館し、身近な公園も多く、働く場・住む場として便利なまちとなっており、近年は、中高層のマンションが増えつつある。

この区域を縦貫する国道34号は、市中心部のメインストリートでありながら、公共施設の敷地を除けば無機質で潤いのない都市空間となっており、沿線では空き店舗・空きフロアも発生している。

市庁舎については、建物や設備の老朽化・窓口の分散など、市民サービスの場としての課題があり、大規模地震が発生した場合の耐震性も不足していることから、新庁舎を公会堂及

び公会堂前公園敷地に移転・新築するとともに、公会堂は解体し、現市庁舎敷地での整備を念頭に、新たな文化施設により市民の芸術文化活動の発表・鑑賞の拠点としての機能を確保することを決定している。

新市庁舎は、現在地から中心商業地に150mほど近づくことから、商店街の賑わいに寄与し、長崎駅や新県庁とまちなかエリアをつなぐ場所となることが期待される。また、イベント開催時等に市庁舎跡地からまちなかエリアへ人が流れるような動線の整備についても検討が必要である。



写真 - 15 < 長崎市役所 >



写真 - 16 < 長崎市民立図書館 >



写真 - 17 < 長崎市公会堂 >



写真 - 18 < 長崎市民会館 >



写真 - 19 < 国道34号(市役所前) >



写真 - 20 < 馬町交差点 >



写真 - 21 < 空き店舗 >

五島町・大黒町周辺

本区域には、土佐藩参政であった後藤象二郎の邸跡、福岡藩・鹿島藩などの蔵屋敷跡や佐賀藩深堀鍋島邸跡等を示す石碑が数多く建っている。

国道202号沿いには、民間オフィスビルや店舗が建ち並ぶ一方で、裏手に入ると戸建て住宅や中低層マンション等が混在している状況である。

大黒市場と恵美須市場は、岩原川を暗渠で塞いだ上に開設され、市民の台所として親しまれてきたが、暗渠が老朽化して安全性が確保できないことから、平成24年度に解体を行っている。

解体後の河川空間については、市民に親しまれ、道路と一体となった水辺空間としての整備を計画している。

本区域は長崎駅とまちなかとを結ぶ回遊ルート上にあるが、十分な歩行空間が確保されておらず、通過交通も多いことから、交通安全上の危険性も存在する。



写真 - 22 < 石碑（後藤象二郎邸跡） >



写真 - 23 < 国道202号 >



写真 - 24 <大黒市場>



写真 - 25 <恵美須市場>



写真 - 26 <市場解体後の岩原川>

築町・江戸町周辺

本区域は、開港以来、最初に町建てが行われ、長崎奉行所西役所が置かれるなど長崎の中心地として発展してきており、官公庁やオフィスビル等の大規模建築物が集積している。

通りの外側には、長崎のかつての町の形成過程を物語る貴重な歴史的遺構である石垣群が残っており、「イエズス会本部・奉行所西役所・海軍伝習所跡」や「長崎・東京間郵便線路開通起点之跡」等の石碑も点在している。

本区域には、築町商店街と江戸町商店街があり、築町商店街はかつてのような賑わいはないにしても、浜町アーケードに近いこともあり、比較的賑わいを保っているが、江戸町商店街については、低未利用地が増加するなど、両商店街とも以前と比較して活力が低下している。

一方では、中央公園周辺の飲食店や物販店などの新旧様々な店舗で平成 23 年 6 月に「賑町商店会」が設立され、商店街が地元自治会や周辺自治会と連携して毎夏イベントを開催している。



写真 - 27 <長崎県庁>



写真 - 28 <長崎地方裁判所>

築町商店街の中にある築町市場では、利用者の減少などにより店舗数が減少したことを逆手にとって、空き店舗を活用した休憩所の設置や月2回の集客イベント開催など、市場の活性化を図っている。

県庁舎が移転した場合の跡地利用の検討については、平成21年8月に歴史・文化、観光まちづくりの有識者や観光団体、地元自治会などの関係者等で構成する「長崎県県庁舎跡地活用懇話会」から、基本的理念及び基本的な方向等についての提言を受けている。

今後、県庁舎移転により周辺の土地利用形態も変わる可能性がある

中央橋付近は、長崎市のにぎわいの拠点となる浜町アーケードの入口に当たるが、雑然と建ち並ぶビルや商業看板がまちなみ景観を乱している。

また、本区域は、臨海部とまちなかを結ぶ位置にあるが、にぎわいの拠点となる施設や場所が少ない。



写真 - 29 <大音寺坂の石垣>



写真 - 30 <県庁敷地内の石碑>



写真 - 31 <中央公園>



写真 - 32 <中央橋付近の景観>

出島

本区域は、鎖国時代、日本と西欧を結ぶ唯一の窓口であり、経済・文化・学術の交流拠点として、日本の近代化に大きな役割を果たした出島があり、大正11年に「出島和蘭商館跡」として国の史跡に指定されている。

しかし、明治以降の出島周辺の埋め立てにより、海に浮かぶ扇形の原型を失ってしまったため、貴重な歴史的遺構である出島の復元整備事業を実施している。

最近の動向としては、空きビルをアトリエやギャラリーとして利用したり、大規模マンションが建設され始めているが、老朽ビルや空きビルが混在している状況である。

本区域は、長崎を代表する観光地である出島を含み、新地中華街にも近い場所であるが、狭い空間にマンションなどの中高層ビルが林立しており、また、派手な外観のビルが混在するなど統一性のない景観を形成している。

かつての海に囲まれていた出島をできる限りイメージしやすくするためにも、周辺環境の整備等が必要である。



写真 - 33 < 出島和蘭商館の復元 >



写真 - 34 < 中高層ビルの林立 >



写真 - 35 < 空きビルを活用したギャラリー >



写真 - 36 < 空きビルを活用したギャラリー >



写真 - 37 < 空きビルを活用したアトリエ >



写真 - 38 < 派手な外観のビル >

交通環境

当エリアの幹線道路として国道 3 4 号、国道 2 0 2 号の幹線があり、平日の 1 2 時間交通量（平成 22 年道路交通センサス）は国道 3 4 号（勝山町）で 30,500 台と多い状況であり、平成 17 年度と比べると増加している。国道 2 0 2 号（県庁前）で 15,000 台と平成 17 年度とほぼ同程度である。

当エリアの中央橋停留所は路線バスの往来が激しく、通勤通学時には混雑が発生している。7 時～ 9 時までの県庁前交差点通過台数は約 3 5 0 台、市役所前交差点は約 3 1 0 台が往来している。

観光バスの乗降場は、現在中央橋と出島に設置されているが、中央橋のバス停は路線バスの待機場として恒常的に利用されており、観光バスの利用に支障をきたしている。また、出島については不足状態にあることから、乗降場の規模や設置場所、運用の方法について見直しが必要である。

馬町交差点においては主要な観光名所の 1 つである諏訪神社へ電車で行くには、地下歩道を通る必要があり、車椅子利用者や高齢者が利用しにくい状態となっている。

当エリアの大部分は業務地区であるため、歩行者通行量は平日については多いが、休日は比較的少ない状況である。

中央橋交差点においては、各方面の路線バスが集中することなどにより、朝夕のラッシュ時には交通渋滞が発生している。

路面電車については、築町電停での乗り換え需要が多く、乗降客が電停に収まり切れない状況も見られる。

路線名	観測地点	H22 交通量 (台/12h)	H17 交通量 (台/12h)	H17 からの増減
一般国道 202 号	長崎市江戸町	15,321	15,335	14
一般国道 34 号	長崎市勝山町	30,566	23,799	6,767

表-1 国道の交通量（道路交通センサス）



写真 - 39 < 観光バス乗降場（出島） >



写真 - 40 < 観光バス乗降場（中央橋） >



写真 - 41 < 国道 324 号郊外向け >



写真 - 42 < 築町電停の混雑状況 >

第2章 重点エリア（中央）の土地利用に関する事項

1. 関連する他の計画等の状況

(1) 長崎市景観基本計画、景観計画、景観条例

長崎市のまちづくり（本市が目指す将来の都市像「個性輝く世界都市、希望あふれる人間都市」）を景観形成の観点から実現するため、景観づくりを総合的かつ計画的に進めるための理念や方針を示すマスタープランである「長崎市景観基本計画」を、平成23年4月から施行している。また、景観法に基づき地区ごとに建物等のルールを定める「長崎市景観計画」や届出等の手続きを定める「長崎市景観条例」を合わせて施行している。

【参考 長崎市景観基本計画から抜粋】

【基本理念】

多彩な物語を育む長崎の景観づくり ～みんなで語りつく海・まち・里・山の風景～

【基本方針】

- 方針1) 魅せる大景観づくり ～海・まち・里・山の豊かな表情を活かす景観～
- 方針2) 個性を磨く景観づくり ～地域の特徴を活かす長崎らしさ溢れる景観～
- 方針3) 愛着のあるまちづくり ～身近なところからおもてなしの心でつくる豊かな生活景観～
- 方針4) 逆手の魅力づくり ～斜面、雑然、西端といった制約条件を逆転の発想でつくる景観～

【特徴を活かした景観づくり】

長崎市全域を景観計画区域の対象としているが、長崎市の景観の魅力をさらに高めるために、特徴が表れている地区は「大景観保全地区」に指定し、みどりや水辺、都市のシルエットなどの大景観の保全や市内全域をわかりやすく周遊できるルートの景観づくりを進めるとともに、特に景観形成が求められる地区を「景観形成重点地区」に指定して、それぞれの地域の特徴を活かした景観づくりを推進している。

【景観形成重点地区】

歴史・文化・賑わいを際立たせる

長崎市の景観の魅力をさらに高めるために、本市の景観的な特性が備わった区域（拠点など）は、景観計画における重点地区や景観重要公共施設に位置づけ、より積極的な景観まちづくりに取り組んでいる。

景観まちすじ・まちかどを、まもり、活かす

地形的な制約が多い長崎市では、少ない平坦地に高密度に建築物が集積し、これを縫うようにして、あらゆる場所に狭い道が交錯している。このような道には長崎の重層的な歴史や文化とあいまって、特有の情緒や雰囲気醸し出している「まちすじ、まちかど」があり、場所の雰囲気を盛り立てるような景観への配慮を行うことが必要である。

【景観重要建造物】

個性豊かな景観を守るためには、地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する建造物や樹木を保全することが大切である。これまでも、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物を、長崎市都市景観条例第15条に定める景観形成対象物として指定し、保全してきた。

今後も、景観重要建造物や樹木については、文化財の指定・登録状況、所有者、管理者の希望を踏まえて指定していく。



写真 - 43 <江崎べつ甲店>



写真 - 44 <小野原本店>



写真 - 45 <料亭 富貴楼>

(2) まちなか再生の行動に関する基本方針

【参考 まちなか再生の行動に関する基本方針から抜粋】

中島川や大浦川の両岸に広がり、歴史的な文化や伝統を色濃く残し、商業・業務・サービスなどの都市機能が集積している古くからの市街地を長崎市の「まちなか」の区域と定め、「まちなか再生の基本方針」を平成20年12月に策定した。

「まちなか」の賑わいの拠点である「中心商業地」、海の玄関口の「水辺のゾーン」、陸の玄関口である「長崎駅周辺」を含めた3つの拠点の連携強化を図ることにより、都心部の求心力を高めて、「まちなか」の活性化を実現していく。

長崎ならではの歴史や文化など、地域の特性に応じてまちなかを8つのエリアに区分し、地域特性を活かしたまちづくりを推進する。また、エリアごとにまちづくりのコンセプトや方針を次のとおり定める。

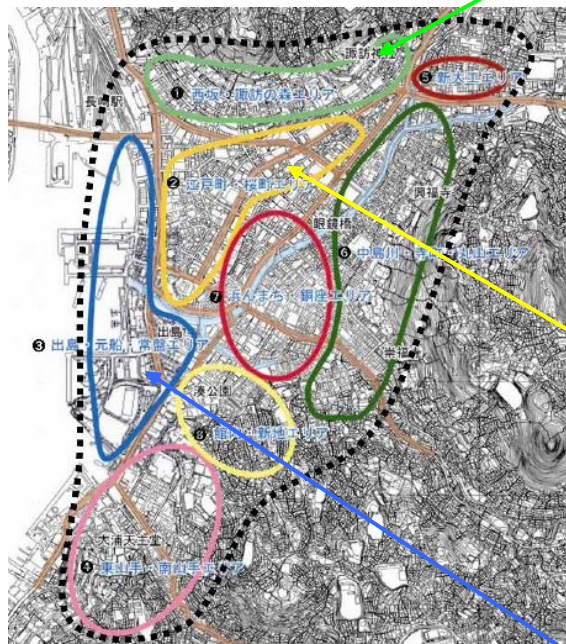


図 - 3 エリアのコンセプトとまちづくりの方針

西坂・諏訪の森エリア

豊かな緑と歴史を体感するやすらぎのまち

- ・教会、寺、神社が並ぶ歴史的景観と和の雰囲気大切にします。
- ・緑を感じる落ち着いた住環境を守るため、建物の高さを抑えます。



江戸町・桜町エリア

行政・ビジネスの集積と都心居住のまち

- ・働きやすい環境をつくり、行政・ビジネス機能を集積します。
- ・暮らしやすい快適な空間をつくり都心居住を推進します。



出島・元船・常盤エリア

みなとまちの風情と芸術のおしゃれなまち

- ・海の玄関口として水辺の雰囲気が感じられ歩きたくなる空間をつくれます。
- ・芸術文化を創造発信します。
- ・出島の歴史的魅力を活かした賑わいの回廊をつくれます。



本頁の「まちなか」は、まちなか再生の行動に関する基本方針で定義づけされた約 240ha の範囲を言っており、重点エリアの「まちなか」とは異なる。

(3) 長崎市中心部まちなか活性化基本計画

平成 20 年 8 月から平成 27 年 3 月までを計画期間として、中心部の約 254 ヘクタールを対象にまちなか活性化基本計画が策定されている。

【参考 長崎市中心部まちなか活性化基本計画から抜粋】

人口減少や超高齢社会に対応した持続発展可能な都市の構築を推進するため、既存都市基盤の有効活用や開発抑制などによる自然環境への負荷を抑えることが可能となる効率的でまとまりのある都市構造として、「集約型多核都市構造」の実現を目指している。

まちなかは、長崎市固有の歴史的・文化的資産が多く、商業・業務活動の中核を担う地区であり、賑わいや魅力の向上を図ることで交流人口の拡大、地域の活性化につなげるため、次に示す基本方針に沿ってまちなかの活性化を進める。

【基本方針】

大規模集客施設の立地誘導方針

集約型の都市構造を目指すため、大規模集客施設はまちなかに立地することを基本とする。

まちなか商業の活性化

中心商店街の活性化を図るため、商業機能の充実と商業環境の整備促進を支援し、賑わいの創出を図る。また、エリアマネジメント機能の構築を推進し、「地区のあるべき姿」の研

究への支援と、個店の経営革新や若手リーダー育成等に対する支援を行う。

まちなか居住の推進

生活利便性が高いことから、多様な人が暮らしやすい居住環境の形成をめざした住宅供給を図る。そのため、コミュニティ形成や地域貢献に資する地域特性に応じたマンション供給やファミリー向けの住宅供給を進める。

公共施設の整備

既存施設の有効活用を基本的な方針とし、整備・改善の際は、市民のニーズを把握しながら実施することを基本とする。

公共交通の利便向上

子供や高齢者などの交通弱者の市民でも、まちなかを訪れ、その利便性やにぎわいを享受することができるよう、公共交通機関の利便性の向上を図る。

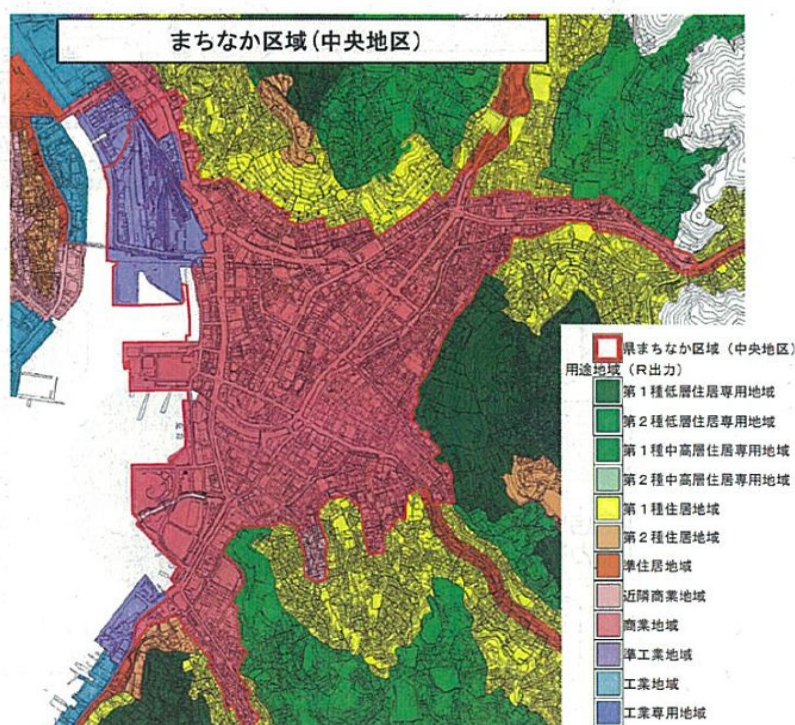


図 - 4 中央地区まちなか活性化基本計画区域図

(4) 長崎市観光戦略、長崎市アジア・国際観光戦略

観光を通して新たな事業を育成し、地域経済を活性化させることを目的に、市民や事業者、行政が一体となって観光振興に取り組むため、平成20年5月に「長崎市観光戦略」を策定している。

また、観光戦略の基本体系の一つである「国際観光への取り組み」については、平成23年3月に「長崎市アジア・国際観光戦略」を策定している。

今後の観光客数の目標として、平成27年度までに年間630万人を目指している。

【参考 長崎市観光戦略、長崎市アジア・国際観光戦略から抜粋】

(理 念)

わたしがつくる国際観光都市「長崎」

(目指す意識づくり)

- (1) 国際観光都市としての市民一人ひとりの意識づくり
- (2) 観光資源を活かした事業者による事業展開の意識づくり
- (3) 国際観光都市を実現するための行政の意識づくり

(観光戦略の4つの柱)

長崎にしかない魅力を磨く

- ・ 歴史の魅力
- ・ 風景と自然の魅力
- ・ 文化の魅力
- ・ 産業都市としての魅力
- ・ 国際都市としての魅力

観光とまちづくりの推進

- ・ まち並み景観の保全と形成の推進
- ・ ユニバーサルデザインの推進
- ・ 駐車場対策の推進
- ・ 環境美化の推進
- ・ M I C E 環境の整備
- ・ 交通アクセスの整備、充実

国際観光への取り組み

- ・ 受入体制の整備
- ・ 誘致活動・情報発信の強化

観光推進体制の強化

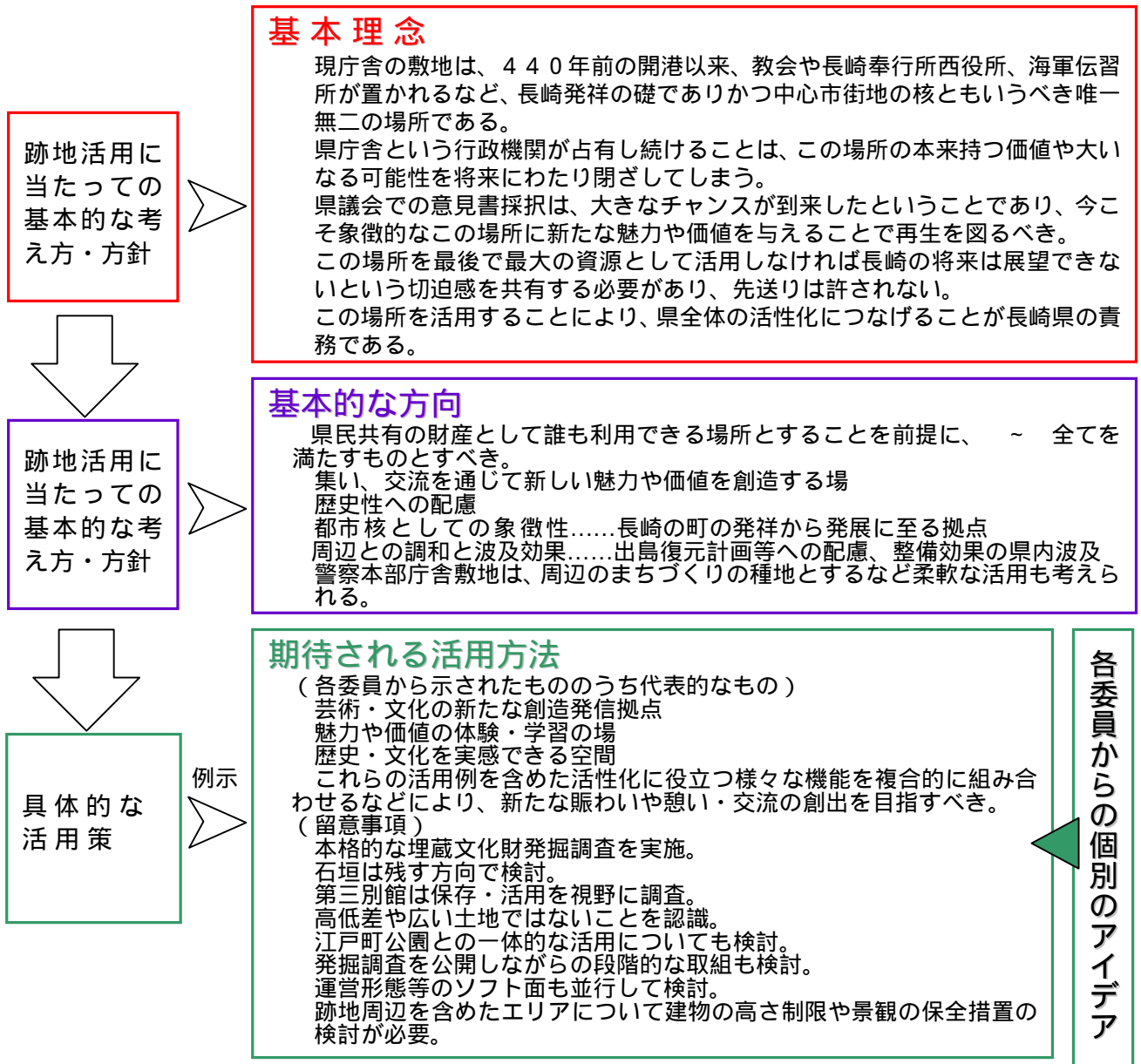
- ・ 動向調査と立案、実施、検証過程の確立
- ・ 効果的な観光情報の発信
- ・ 観光、M I C E 誘致体制の強化
- ・ 観光案内体制の充実

(5) 県庁舎跡地活用懇話会提言

現庁舎の敷地は、史跡「出島」に隣接し、これまで、イエズス会本部や長崎奉行所西役所、海軍伝習所等が設けられ、医学伝習所の発祥の地であるなど、歴史的、文化的な価値の高い場所に存在し、中心市街地に存在するたいへん貴重な土地である。

県庁舎が移転した場合の跡地活用の検討について、長崎市と一体となって積極的に取り組むこととし、平成21年8月に、歴史・文化、観光、まちづくりなどの各界・各層の有識者や、観光団体や行政、地元自治会などの関係者等で構成する「長崎県県庁舎跡地活用懇話会」を設置し、平成22年1月に跡地活用にかかる基本理念及び基本的な方向等についての提言がなされた。

【参考 提言のポイント】



基本理念

現庁舎の敷地は、440年前の開港以来、教会や長崎奉行所西役所、海軍伝習所が置かれるなど、長崎発祥の礎でありかつ中心市街地の核ともいべき唯一無二の場所である。
 県庁舎という行政機関が占有し続けることは、この場所の本来持つ価値や大いなる可能性を将来にわたり閉ざしてしまう。
 県議会での意見書採択は、大きなチャンスが到来したということであり、今こそ象徴的なこの場所に新たな魅力や価値を与えることで再生を図るべき。
 この場所を最後で最大の資源として活用しなければ長崎の将来は展望できないという切迫感を共有する必要がある、先送りは許されない。
 この場所を活用することにより、県全体の活性化につなげることが長崎県の責務である。

基本的な方向

県民共有の財産として誰も利用できる場所とすることを前提に、～ 全てを満たすものとするべき。
 集い、交流を通して新しい魅力や価値を創造する場
 歴史性への配慮
 都市核としての象徴性……長崎の町の発祥から発展に至る拠点
 周辺との調和と波及効果……出島復元計画等への配慮、整備効果の県内波及
 警察本部庁舎敷地は、周辺のまちづくりの種地とするなど柔軟な活用も考えられる。

期待される活用方法

(各委員から示されたものうち代表的なもの)
 芸術・文化の新たな創造発信拠点
 魅力や価値の体験・学習の場
 歴史・文化を実感できる空間
 これらの活用例を含めた活性化に役立つ様々な機能を複合的に組み合わせるなどにより、新たな賑わいや憩い・交流の創出を目指すべき。
 (留意事項)
 本格的な埋蔵文化財発掘調査を実施。
 石垣は残す方向で検討。
 第三別館は保存・活用を視野に調査。
 高低差や広い土地ではないことを認識。
 江戸町公園との一体的な活用についても検討。
 発掘調査を公開しながらの段階的な取組も検討。
 運営形態等のソフト面も並行して検討。
 跡地周辺を含めたエリアについて建物の高さ制限や景観の保全措置の検討が必要。

【参考 提言後に設置された県庁舎跡地活用検討懇話会での検討状況の中間整理】

個別の用途・機能ごとに議論を整理し、平成25年3月に中間整理として13項目にまとめた。

- 歴史系の資料館・博物館
- 県の観光・歴史文化の情報拠点（観光の出入口となる拠点）
- 体験型観光集客施設
- 世界遺産館
- 展望機能（展望台、展望ロビー）

くunch広場、出し物展示場
 広場（イベントスペース含む）
 特産品・土産品店（アンテナショップ含む）
 飲食店、カフェ、レストラン
 バス乗降場（バスベイ）
 駐車場、地下駐車場
 文化芸術ホール（音楽、演劇、美術、映像等）
 多目的ホール（中小コンベンション系）

（6）出島復元計画

鎖国時代、日本と西欧を結ぶ唯一の窓口であった出島は、経済・文化・学術の交流拠点として、日本の近代化に大きな役割を果たし、大正11年10月、「出島和蘭商館跡」として国の史跡に指定された。

明治以降、出島周辺の埋め立てが進み、明治37年の第2期港湾改良工事により、海に浮かぶ扇形の原型を失ってしまったため、昭和26年度から復元整備計画に着手し、史跡内民有地の公有化に取り組み、平成13年度にすべての公有化を完了した。

平成7年度には長崎市出島史跡整備審議会や長崎市出島史跡復元整備研究会などでの検討を経て、出島復元整備計画を策定。以降、19世紀初頭の出島の復元に向け、施設整備に取り組んでおり、現在は第2ステップ（第1期）復元事業として平成28年度の完成を目指し、中央部6棟の復元と出島表門橋の架橋に向けた発掘調査・基本設計に取り組んでいる。



図 - 5 復元計画

ヘトル部屋	料理部屋	一番船船頭部屋	一番蔵
二番蔵	水門	四ヶ所番所一番	カピタン部屋
乙名部屋	三番蔵	拝礼筆者蘭人部屋	十六番蔵
筆者蘭人部屋	十五番蔵	十四番蔵	番所
乙名詰所	出島町人部屋	銅蔵	組頭部屋
21カピタン別荘	22牛飼人部屋	23七番蔵	24御朱印書物蔵
25食堂付賄所			
	平成 12 年 3 月完成	平成 18 年 3 月完成	
	平成 28 年度完成予定		

（7）市庁舎建替計画と公会堂機能の確保

現在の市庁舎は、老朽化、分散化などの対策が長年にわたって議論され、また、公会堂も老朽化や設備の不備が指摘されてきた。

平成21年度に実施した耐震診断の結果は、市庁舎、公会堂とも必要な耐震性能を満たしていないというものであった。

平成22年度には、耐震化に対する大きな方向性として、「市庁舎は建替えること」、「公会

堂については、市庁舎の建替え計画の具体化と並行して、その機能の確保の方法について引き続き検討する」、市庁舎の建て替えを検討するエリアとしては、「現在の市庁舎がある場所から公会堂を含む一帯」で検討することを表明した。

平成23年度には、この方向性について、外部有識者や市民等による「長崎市庁舎建替に関する市民懇話会」を設置し、幅広く意見を聴いた。

平成25年1月に市庁舎の建設場所の決定を行い、新庁舎は公会堂及び公会堂前公園敷地に移転・新築することとし、今後、基本計画の策定、設計・施工と進んでいく予定となっている。

公会堂についても、平成23年度に「公会堂等文化施設あり方検討委員会」が設置され、その報告の中では、「老朽化した公会堂に代わる新しい文化施設を建設する必要がある」とされており、平成25年1月に市庁舎の建設場所の決定と合わせて、公会堂は解体し、現市庁舎敷地での整備を念頭に、新たな文化施設により市民の芸術文化活動の発表・鑑賞の拠点としての機能を確保することを決定した。

(8) 諏訪の森再整備構想（諏訪の森再整備構想提言書（平成11年12月）から抜粋）

今後とも県民・市民に十分活用されるとともに、県内外からの観光客等にも長崎の特色ある歴史・文化についての認識を深めてもらう拠点として整備することが適切である。

長崎奉行所の関係資料はもとより、長崎県の特色ある歴史を記す古文書や重要な公文書の収蔵及び調査研究ができ、一般県民の生涯学習にも資する施設として、県立図書館敷地に文書館を設置することが望ましい。

歴史文化博物館や文書館を中核とする一定の周辺エリアについても、より一層文化の香り高い魅力ある空間となるよう整備・誘導を図るため、諏訪の森地区全体の今後の方向性は下記のとおりとし、周辺の他の観光施設とのネットワーク化を図ること。

将来的には、周辺民有地の活用も視野に入れて、諏訪の森の整備を拡充する。

長崎公園について、歴史的な意義を考慮しつつ、高質化を図るための再整備を行う。

諏訪の森地区及びそれに連続する周辺地区について、建物の高さの制限や景観に配慮した造作、緑地の保全等良好な環境・景観の保持、形成を行う。

(9) 長崎県立図書館再整備構想、新県立図書館整備基本方針

諏訪の森にある長崎県立図書館は、狭隘であるとともに、建設から52年が経過し、老朽化が進み、蔵書も収蔵能力を超え、耐震基準も満たしておらず、長崎県立図書館再整備検討会議答申（平成23年3月）において、現在地から別地への移転再整備の提言を受けている。

同答申では、「再整備にあたっては、県立図書館が現在地を離れることが前提で、この場合に懸念される歴史文化博物館と県立図書館がそれぞれ所蔵する歴史資料の分断を回避するため、県立図書館の歴史資料を現在地に残すことが望ましい」となっている。

なお、諏訪の森再整備構想提言書（平成11年12月）では、「歴史文化博物館の整備と併せて、長崎奉行所の関係資料はもとより、長崎県の特色ある歴史を記す古文書や重要な公文書の収蔵及び調査研究ができ、一般県民の生涯学習にも資する施設として、県立図書館敷地に文書館を設置することが望ましい」となっている。

平成24年5月に、新たな県立図書館の整備基本方針を決定すべく、庁内の関係課室長で構成する「県立図書館再整備庁内連絡会議」を設置するとともに、教育委員会において23回の

会議を経て、新県立図書館の基本理念、担うべき役割と機能、建設場所等をまとめた「新県立図書館整備基本方針」を平成25年3月に策定した。

今後は、整備基本方針に基づき、サービス内容や運営の考え方、建物の規模や機能構成等を更に詳細に盛り込んだ「整備基本計画」を策定する予定である。

- 【基本理念】 長崎県の知の拠点として県民を支える図書館
- 【方向性】 1) 未来を創造する礎を築く図書館
2) 郷土の歴史・文化を継承し、活用・振興する図書館
3) すべての県民がサービスを利用できる図書館
- 【役割と機能】 1) 市町立図書館の支援
2) 資料の収集
3) 資料の保存
4) 来館者サービス
5) その他の機能
- 【新たなサービス】 1) 電子書籍や電子資料の提供サービス
2) インターネットによる図書貸出予約及び配送サービス
3) 長崎県に関する映像等資料の収集・保存
4) その他のサービス
- 【建設場所】 新県立図書館の建設場所は、長崎市及び大村市とする。
長崎市の現在地に、長崎学資料を含む郷土資料を所蔵する（新）県立図書館郷土資料センター（仮称）を建設する。
大村市の大村警察署跡地周辺に、郷土資料以外の資料を所蔵する（新）県立図書館（仮称）を、大村市立図書館との合築により建設する。
- 【運営・組織】 （新）県立図書館（大村）及び（新）県立図書館郷土資料センター（長崎）の運営主体は、県の直営とする。
（新）県立図書館（大村）と大村市立図書館が一体的に運営できる組織づくりを行う。
- 【施設規模】 市町立図書館の支援及び長期にわたり本県の資料保存センターとしての機能を果たすことができる収蔵能力を確保することとする。
駐車場については、（新）県立図書館（大村）では、大村市立図書館と併せて少なくとも200台以上、（新）県立図書館郷土資料センター（長崎）では、可能な限り多くの駐車スペースを確保することを目指す。
なお、（新）県立図書館（大村）の建物規模等については、市立の合築にかかる部分であるため、今後の整備基本計画を策定する中で、大村市と協議していく。

（10）環長崎港地域アーバンデザインシステム

【目的】

環長崎港地域で実施される複数の事業を、景観や賑わい創出の観点から地域全体で調和の取

れたものへと誘導することによって、後世に誇れるような美しい都市景観の形成、快適な都市空間の創出を図り、先導性のある都市デザインを適切に展開していくことを目的とする。

【概要】

都市計画、ランドスケープ、照明、植栽、都市景観等各分野の専門家で構成する専門家会議において、個別プロジェクトのデザインに係る専門家間の技術的な意見交換、調整及び評価を行う。

【対象範囲】

環長崎港地域を対象とするが、既成市街地をも広く視野に入れる。

【対象事業】

国、長崎県、長崎市が整備する公共施設や景観に多大な影響を及ぼす大規模な建築物等を対象とする。

主な実績

- ・長崎水辺の森公園
- ・長崎県美術館
- ・都市計画道路浦上川線
- ・松が枝国際観光船ふ頭
- ・長崎歴史文化博物館
- ・中島川万橋

今後想定される主な事業

- ・新県庁舎
- ・県庁舎跡地
- ・J R長崎本線連続立体交差事業
- ・長崎駅舎

(11) ながさきデザイン会議

【目的】

公共施設や大規模な建築物等が地域の特徴を活かした質の高いデザインとなるよう指導・助言を行い、質の高い公共空間を創造することを目的とする。

【概要】

建築、土木、色彩等各分野の専門家で構成するながさきデザイン会議やアドバイザーから助言を得て、事業者への指導・助言を行う。

【対象範囲】

長崎市内全域

【対象事業】

景観上配慮が必要な場所、市民や観光客が多く訪れる場所、景観形成重点地区内で行われる公共施設や民間の大規模建築物などを対象とする。(ただし、環長崎港地域アーバンデザイン会議の対象は除く。)

2. 重点エリア（中央）に関する課題

（1）安全・快適な回遊空間の整備

諏訪の森地区と五島町・大黒町周辺地区は、長崎駅から中心市街地等への回遊ルートとなっており、同時に通過交通も多い地区であるにも関わらず、道幅が狭い上に、電柱により通行が阻害されるなど安全な歩行空間が確保されていない。また、長崎は坂道が多いが、高齢者や観光客等が一休みする木陰や休憩スペースが整備されていない状況である。

今後、多くの人の回遊につなげていくためにも、歩道の整備や電線の地中化を進めるとともに、休憩スペースを設置するなど、歩行者にとって安全・快適な回遊空間の整備が必要である。

（2）商業・業務環境の充実

桜町・勝山・馬町周辺地区と築町・江戸町周辺地区は、官公庁やオフィスビルが集積している市の中心地であり、また3つの商店街や市場が存在するなど比較的賑わいを保っているが、近年、低未利用地や空き店舗等が増えつつあるので、都市機能の充実やにぎわいの向上、景観の改善といった観点から、**土地の有効活用、高度利用を推進するの促進、老朽施設の更新を図る**必要がある。

国道34号の道路沿線においては、~~従来の業務系に加え、マンション等の立地が増えつつあり、により業務系から住宅系の用途へと転換が進んでいるので~~も増えつつあるため、国道34号沿線の今後の土地利用のあり方、性格付けを検討する必要がある。

（3）魅力ある景観の形成

築町・江戸町周辺地区にある中央橋**周辺**は、長崎市の賑わいの拠点となる浜町アーケードの入口に当たるが、色や形などがばらばらの商業看板が無作為に建ち並んでおり、雑然とした景観を形成している**となっている**。

諏訪の森地区と出島地区は長崎を代表する観光地であり、歴史的な情緒を醸し出している通りが整備されているが、狭い空間に中高層ビルが林立し、派手な外観のビルも存在するなど統一性**感**のない景観が形成されている**まちなみとなっている**。

市街地内で観光客が多く訪れる地区の電線類の地中化事業は進んできてはいるものの、まだ未整備の箇所があり、張り巡らされた電線により景観が阻害されている。

桜町・勝山・馬町周辺地区を縦貫する国道34号は、市中心部のメインストリートでありながら、公共施設の敷地を除けば、無機質で潤いのない都市空間となっている。

そのため、これらの地区が持つ情緒や役割に合った景観への誘導が必要である。

~~駐車場の出入口などにより、歩行空間や街並の連続性が分出されるケースもある。道路沿線における賑わいを維持する上で、街並景観の連続性に配慮した取り組みが必要である。~~

（4）観光資源の有効活用

諏訪の森地区は、諏訪神社や長崎歴史文化博物館の他にも勝海舟と坂本龍馬が滞在した福濟寺、いろは丸事件談判の舞台となった聖福寺などの歴史的な建造物が多数存在しており、長崎さるくコースにも設定されているが、~~大通り~~**観光客の入り込み**は少なく、観光資源として十分に活用されているとは言えないことから、さらなる情報の発信を行っていく必要がある。

る。

出島の復元はこれまで主に史跡内の建造物の復元を進めてきているが、今後、出島表門橋の架橋や公園の整備、県庁舎跡地の活用などの整備が予定されていることから、面的に捉えたまちづくりの視点での整備に取り組む段階に来ている。そのため、江戸町・築町・浜町とのつながりの観点も加え、エリア一帯の一体化を考慮したまちづくりを進める必要がある。

また、出島の完全復元や顕在化などを含む長期計画を視野に入れた周辺の整備事業の検討も必要である。

(5) 良好な交通環境の整備

国道324号にある中央橋交差点においては、多くの路線バスや一般車両が集中することからにより、県庁前同交差点から大波止方面にかけて付近に及び恒常的な渋滞が発生しているため、これを改善する必要がある。

中央橋と出島に設置されている観光バスの乗降場だけでは、観光シーズンに十分対応できていない状況にあることから、新たな観光バス乗降場や駐車場を確保する必要がある。

路面電車の諏訪神社前電停は、乗降のためには地下歩道を利用するしかないことから、車椅子利用者や高齢者が利用しにくい状態となっており、バリアフリー化を進める必要がある。また、築町電停においては、乗り換え需要が多いため、乗降客が電停内に収まり切れない状態となっていることから、築町電停の状況改善に向けた具体的な方策の検討取り組みを行う必要がある。

3. 土地利用ゾーニング

土地利用ゾーニングを以下の図に示す。

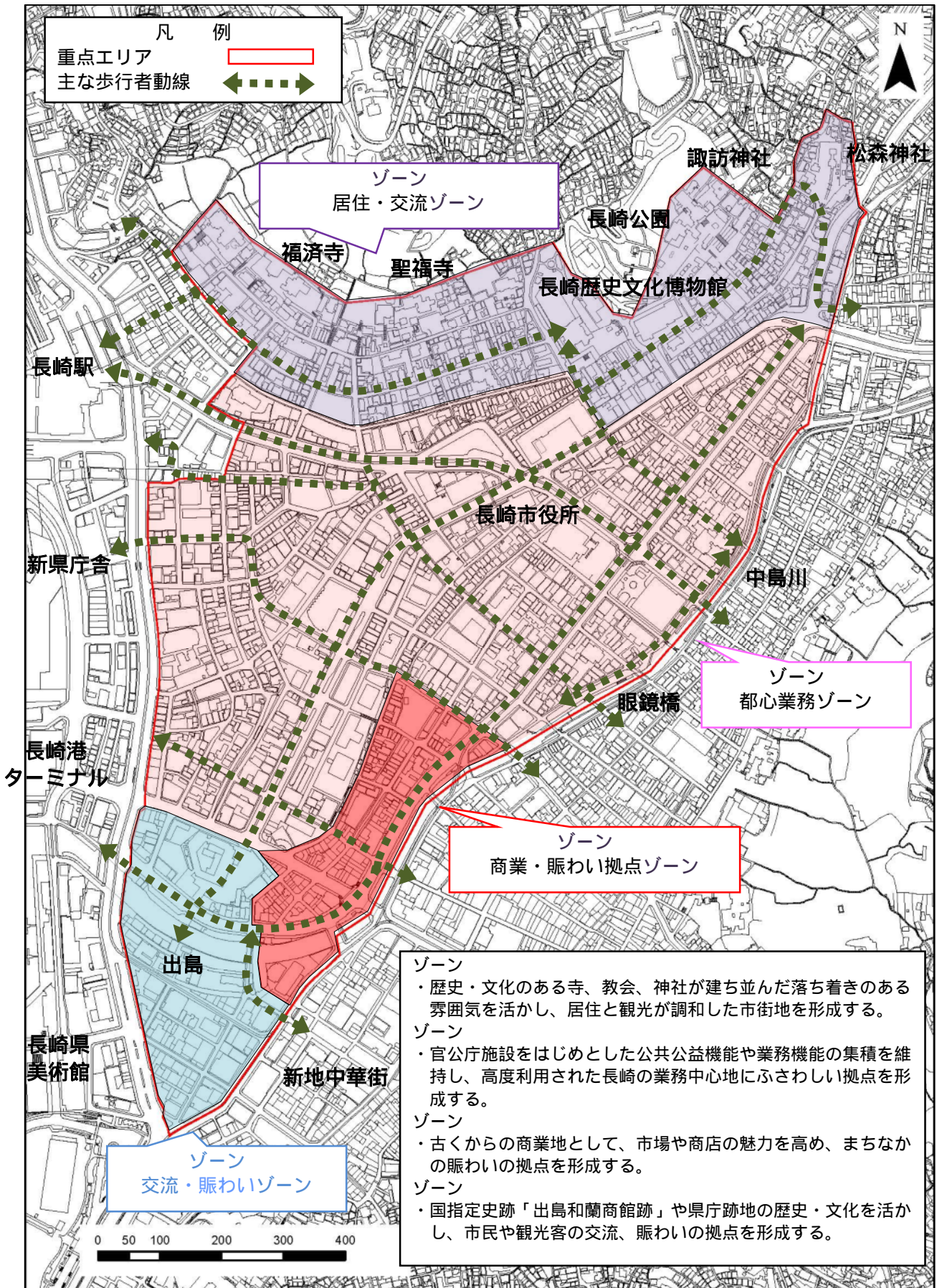


図 - 6 土地利用ゾーニング図

第3章 重点エリア（中央）における都市基盤施設の整備等に関する事項

- : 行政が主体となる取り組み
- : 行政と民間が協働する取り組み
- : 民間が主体となる取り組み

1. 都市の魅力の強化

被爆遺構のネットワーク化の推進

原爆被爆者が高齢化し、減少しつつある中で、被爆の実相や平和の尊さを後世に伝えるため、当時長崎防空本部が置かれ、被爆直後の混乱の中、次第に明らかになる甚大な被害状況を発信したことで知られる立山防空壕や、原爆投下直後から被爆者を収容し、治療を行った旧新興善小学校の特設救護病院跡などの情報発信を充実するとともに、平和学習や交流の場として活用する。

平和情報発信の充実

平和公園などの被爆遺構や平和関連施設からの人の流れを誘導するための動線整備

歴史的資産の保存と活用

長崎にしかない魅力を高め、観光や地域活性化につなげていくため、歴史文化基本構想などの計画づくりを進め、これに基づきながら、歴史的・文化的価値のある建造物等の保存・整備といった資源みがきとこれらを活用したまちづくりに取り組む。

歴史的建造物の保存と活用

出島和蘭商館跡復元の推進

出島は鎖国時代、西欧との唯一の窓口であった歴史的遺構であるが、港湾改良工事によって海に浮かぶ扇形の原型が失われてしまったため、出島のまちなみを19世紀初頭の姿に再現する長短中期計画に取り組むとともに、出島への動線を復元するため、当時、出島への唯一の出入口であった表門橋の架橋・整備を進める。また、中島川公園や県庁舎跡地活用などとも連携し、**長崎市のシンボルであり、交流と観光拠点の**—つとしての整備を進める。

出島和蘭商館跡復元整備事業の推進

出島表門橋の架橋

良好な景観・環境づくり

当エリアは松が枝周辺エリア、駅周辺エリア、まちなかエリアからの回遊ルート上にあることから、まちなみ景観を大事にした景観づくりを進めるとともに、~~街並景観の連続性確保に向け、建築物の新築等の際の附置義務駐車については、必要に応じて敷地外の隔地駐車場への誘導を図るなど、駐車場附置義務条例の見直しについて検討する。~~

具体的には、主な回遊ルートである中島川周辺や出島周辺での良質な景観形成のために、統

一感の確保や圧迫感の軽減に配慮した建物の建て方や高さの工夫及び環境の美化に取り組むなど、特徴ある景観を大事にした景観づくりを進める。

景観計画に基づく良好な景観形成の推進

—~~駐車場附置義務条例の見直し検討~~

電線類地中化事業の推進

ポイ捨て・喫煙禁止の推進

花のあるまちづくり事業の推進

魅力ある夜間景観の創造

まちのシンボルとなる道路や観光上重要な道路、歴史的な建物や地域のランドマークとなる施設などについては、照明による夜ならではの賑わいを演出し、「見られる」側として市街地の灯りを整備していくとともに、夜景が見渡せる視点場の確保に努める。

市街地の灯りの維持・改善検討

観光施設ライトアップの推進

夜宿泊滞在型観光の強化

モナコ・香港と共に世界新三大夜景に認定された長崎の魅力ある夜景を活かし、都市の活力につなげていくため、夜景魅力の発信や長崎ランタンフェスティバル、ながさきクリスマスなどの夜型イベントの充実に取り組み、夜宿泊滞在型観光の推進を図る。

夜型イベントの推進

夜宿泊滞在型観光の推進

公共施設等のデザイン調整

県庁舎や県警本部庁舎が移転した後の跡地活用や、市庁舎の移転新築など県市が関与する公共事業をが今後予定してされており、都市景観形成等の観点から専門家の助言を受けながら調整し、調和の取れた計画・デザインのもと魅力的な都市づくりを進めていく。

アーバンデザインシステムやながさきデザイン会議による公共施設等のデザイン調整

県庁舎跡地の活用

県庁舎の敷地は長崎の町の発祥の礎であり、中心市街地の拠点といえる場所であることから、この場所の歴史性等に配慮しつつ、新たな賑わいや憩い・交流の場を創出し、周辺地域の活性化に結びつける。

県庁舎跡地の活用（具体的内容については、H25年度末に記載）

市庁舎等の建替え

市庁舎の所在地は、~~市民が出入りする施設として道路や交通の結節点の1つとしての利便性があり、主要官公庁や民間の業務施設の集中があり、さらにはまちの構造の面から見ても、駅前、水辺、中心商店街という三角地帯を線から面にする重要な位置を占めているため、~~老朽化と耐震性不足のため建替えることとしている。建替え場所については、現在の市庁舎がある場所から公会堂を含む一帯にまちの拠点となる施設を置くことが、まちなかの活性化に繋がると考えられることから、新市庁舎を公会堂及び公会堂前公園敷地へ移転・新築することを**否**が決定した**された**。なお、公会堂に代わる新たな文化施設は、現市庁舎跡地での整備を念頭に考えることとしている。

新市庁舎の整備

新たな文化施設の整備

市庁舎跡地の活用

生活環境の充実

中央エリアは、オフィス機能と生活機能が混在し、まちなかエリアと長崎駅周辺エリアの間にあって、拠点をつなぐ要となっている。今後は文化を基軸とした集客機能を充実させながらも、オフィス機能、生活機能を維持するため、社会のニーズに応じた施設整備に取り組む。

また、安全で快適な生活環境を確保していくため、市街地再開発事業等の制度を活用し、老朽ビルや低未利用地の敷地共同化、高度利用の取り組みを支援するとともに、**さらに、地域福祉や子育て支援施設などの拠点整備について検討するとともに、合わせてオープンスペースの確保と賑わいの創出に努める。**

社会福祉施設や子育て支援施設などの整備検討

老朽ビルの更新

低未利用地の有効活用・高度利用

建物低層部の賑わいに繋がる住宅系以外の用途の利用促進

商業の振興

商業は、公共サービスとともに中心市街地に期待される主要な機能であるが、周辺部や郊外部に大型商業施設の立地が相次いだため、中心市街地の商業機能は低下している。また、品揃えや価格などの面での個店の魅力の低下、空き店舗増加による賑わいの喪失によって商店街自体の魅力が低下していることも要因の一つとなっている。

そこで、商業の振興を図るため、商店街支援制度を活用し、各個店や商店街が行う、個店の魅力向上、担い手の育成、空き店舗を活用した休憩施設・交流施設等の確保、**建物の共同化や再開発の促進**などの取り組みを支援する。

商店街のリーダーや担い手の育成

個店の魅力向上

商店街の魅力向上(不足業種の立地促進・営業時間延長の検討・公共交通利用者への助成・

朝市・夜市の実施促進)

買物環境の向上(子供向け支援施設の情報発信)

空き店舗の活用(チャレンジショップ等による新規出店の促進等)

建物の共同化や再開発による施設更新

新エネルギーの活用

地球環境への負荷を軽減し、温暖化の防止に貢献するため、県庁舎跡地に今後整備する予定の施設や新市庁舎等には太陽光などの新エネルギーを導入するとともに、限りあるエネルギー資源を大切に利用するため、省エネルギーの取り組みを進める。

新エネルギーの利用推進

省エネルギーの推進

都市の緑化

都市の緑化は、潤いとやすらぎのあるまちづくりを進める上で、また省エネルギー型のまちづくりにも大きな役割を果たすため、民有地の緑化に対する助成制度を活用し、屋上緑化など都市内の緑化を進める。

屋上緑化の推進

敷地内緑化の推進

花のあるまちづくり事業の推進【再掲】

2. 回遊性の充実

国道34号の風格と賑わいのあるメインストリートの創出

古くから行政・司法・外交・貿易等の拠点であった「長崎奉行所立山役所」から始まり、「長崎奉行所西役所」・「出島」を通り「海」へ至るルートに風格あるメインストリートとして整備する。具体的には、国道34号(市役所通り)を広幅員の歩道と緑陰を備えた道路空間として再整備し、沿道においては、歴史文化博物館や市立図書館など既存の文化施設に加え、県庁跡地や市役所跡地を有効活用することにより、賑わいの創出を目指す。

これらにより、空きフロア等の利活用の促進を図るとともに、イベントなどを開催することで、公共施設の移転に伴う影響を少なくし、多くの市民や観光客でにぎわう空間へとつなげていく。

風格のある道路空間の整備

文化施設の整備などによる賑わいのある沿道の環境整備

道路空間を使ったイベントの開催

周辺地域との交通ネットワークの充実・強化

賑わいの拠点である中心商業地と海の国際玄関口である松が枝周辺、陸の玄関口である長崎駅周辺との連携を強化するため及び、交通渋滞の改善、~~駐車場と公共交通機関との連携~~や市役所や県庁など公共施設等の再配置に伴う**施設利用者の利便性確保のため、駐車場と公共交通機関との連携**や運行ルートの見直しなどの検討を進め、公共交通ネットワークの充実と利便性の向上を図る。

また、現在長崎県交通局により「ながさきお買い物バス」を長崎駅、~~夢彩都元船町~~、中央橋を結ぶ路線で運行しているが、長崎駅周辺部での開発、松が枝周辺部での開発完了に合わせ、駅、港、まちなかを周回する交通手段の需要が高まる可能性があることから、これらの拠点を結ぶ周回バスの可能性について検討を進める。

誘導サインの整備・充実

観光バス乗降所の整備検討

電停（諏訪神社前）のバリアフリー化の推進

拠点周回バスの運行

公共交通機関の運行ルート見直し検討

路面電車（平和公園方面～グラバー園方面）の直通運行の**促進検討**

タクシーベイの整備・活用

安全・安心な歩行者動線の充実・強化

まちなかや松が枝周辺、長崎駅周辺との連携強化やエリア内を回遊できる環境づくりを進めるため、人を優先した安全・安心で楽しく歩ける歩行者軸の確保を図るなど、歩行者動線の充実・強化を進めるとともに、**長崎の地形構造上、すべてをバリアフリーにすることは困難なため、歩きやすいルート、傾斜が急なルートなどを明記したサインの充実を図る。**

また、まちなかの回遊性向上を図るため、観光客や住民に休憩や語らいの場所を提供できる空間の確保に努めるほか、公衆トイレの快適性向上につながるための取り組みを推進する。

岩原都市下水路沿いの道路環境整備

市道出来大工町江戸町線の道路環境整備

回遊路の環境整備

長崎駅周辺や松が枝周辺と中央エリアをつなぐ動線強化

誘導サインの整備・充実【再掲】

公衆トイレの環境改善検討

電線類地中化事業の推進【再掲】

トイレなどのおもてなし施設を維持管理するオーナー制導入の検討

バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の推進

花のあるまちづくり事業の推進【再掲】

休憩場所等の確保

さるく観光の充実・強化

市民ガイドによるまち歩きの仕組みを活かしてまち歩きメニューの充実を図るとともに、和華蘭の歴史・文化が随所に残っている「まち」の魅力をさらに掘り起こし、さるく観光のさらなる進化を図る。

長崎さるくの進化

3. 国際ゲートウェイ機能の再構築

外国人観光客に対するおもてなしの向上

東アジアクルーズに優位な位置にある地理的条件や、歴史を活かした東アジアへの玄関口（ゲートウェイ）としての機能を高めるため、外国人観光客に対する「おもてなし」の向上を図る。そのため、定期的なおもてなしセミナーの開催、留学生や国際交流員による外国語や文化講座の開催を促進するとともに、観光地や商店街での無線 LAN 環境によるインターネットへのアクセス手段の強化などを進める。

案内表示の多言語化の推進

おもてなしセミナーや外国語講座等の定期開催

商店街での買物利便性の向上

留学生等と連携した案内サービスの推進

インターネット環境の充実促進の検討

外貨交換窓口の設置

第4章 重点エリア（中央）の整備の主体及び時期に関する事項

1. 整備プログラム作成の基本方針

都市基盤施設等の整備プログラムは、整備の節目として以下の段階を想定する。

短期整備プログラム（H26～H29）

中期整備プログラム（H26～H34）

長期整備プログラム（H26～H44）

また、各期間を通し、継続的に行っていくソフト施策について以下のとおりとする。

1) 歴史的資産の保存と活用（第3章施策）

関連事項 被爆遺構のネットワーク化の推進（第3章施策）

- ・立山防空壕や特設救護病院跡などについては、長崎市が主体となり、情報発信を充実させ、平和学習や交流の場としての活用を推進していく。
- ・歴史的・文化的価値のある建造物などの資産については、長崎市が主体となり、地域の協力を得ながら積極的に掘り起こしを進め、所有者と一体となって保存と活用、並びにこれらを活用したまちづくりを推進していく。

2) 良好な景観・環境づくり（第3章施策）

- ・景観形成については、長崎市景観計画（H23.4 施行）に基づき、長崎市が主体となり特色のある景観づくりを推進し、長崎市景観基本計画の基本理念である「多彩な物語を育む長崎の景観づくり」に取り組む。
- ・ポイ捨て・喫煙禁止については、長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例に基づき、市民と事業者、長崎市などが一体となり、都市の環境美化と快適な生活環境づくりを推進していく。
- ・花のあるまちづくり事業については、市民と事業者、長崎市などが一体となり、地域の緑化や環境美化による快適な生活環境の保全と潤いの創出を推進していく。

3) 魅力ある夜間景観の創造（第3章施策）

- ・市街地の灯りについては、長崎市と長崎県とが一体となって、街灯や道路照明灯など公共施設の灯りの維持と改善について検討を進めるとともに、市民や民間事業者の協力も得ながら、灯りの演出についても検討を進める。
- ・観光施設のライトアップについては、観光的な要素もある民間の建造物も含め、長崎市と長崎県、施設所有者とが一体となり、推進していく。

4) 夜宿泊滞在型観光の強化（第3章施策）

- ・長崎ランタンフェスティバルやながさきクリスマスなどの夜型イベントについては、長崎市と関連団体、民間事業者とが一体となり、推進していく。
- ・夜宿泊滞在型観光については、長崎市と長崎県、民間事業者など関係団体とが一体となり、各種情報媒体を活用して世界新三大夜景を積極的に情報発信するなど、宿泊観光消費につながる取り組みを推進していく。

5) 公共施設等のデザイン調整(第3章施策)

- ・公共施設や周辺景観に影響を及ぼす大規模な建築物等の整備、改修等が生じた場合には、長崎県と長崎市とが一体となって、環長崎港地域アーバンデザインシステムや長崎デザイン会議を活用し、周辺地域と調和した都市デザインの実現に努める。

6) 商業の振興(第3章施策)

- ・商業の振興につながる人材育成や個店の魅力向上、朝市・夜市などのイベント実施、空き店舗の活用、**建物の共同化や再開発による施設更新、不足業種の立地促進**などについては、地元商店街や経営者が主体となり、行政機関とも協力して取り組みを進めていく。

7) 風格と賑わいのあるメインストリートの創出(第3章施策)

- ・道路空間を使ったイベントの開催については、民間事業者が主体となり、交通事業者や交通管理者と調整を図りながら、既存の文化施設や新たな文化施設と連携したイベントを開催し、多くの市民や観光客が**交流回遊**する空間を創出する。

8) さるく観光の充実・強化(第3章施策)

- ・長崎さるくについては、長崎市と長崎国際観光コンベンション協会とが一体となり、~~さるくガイドの手配や研修、新たなルートやメニュー充実などの~~**が連携してまちあるきを実施し、まちの賑わい創出に向けたさるく観光の充実、強化への**取り組みを推進していく。

9) 外国人観光客に対するおもてなしの向上(第3章施策)

- ・おもてなしセミナーや外国語講座等については、経済関係団体が主体となり、定期的を開催するなど、外国人観光客に対する「おもてなし」の向上に向け、引き続き取り組みを進めていく。
- ・商店街での買い物利便性、留学生等と連携した案内サービス、インターネット環境の充実については、商店街や各関係団体が主体となり、留学生などの協力を得ながら外国人の買い物環境サービスの向上に向け、引き続き取り組みを進めていく。

2. 短期整備プログラム

短期整備プログラムにおける各プロジェクトの整備主体及び整備時期は以下のとおりとし、都市基盤施設等の検討及び整備の推進を目指す。

1) 出島和蘭商館跡復元の推進(第3章施策)

- ・出島和蘭商館跡の復元のうち、第2ステップ6棟の建造物復元、並びに出島表門橋の架橋整備については、長崎市が主体となり、平成28年度を目標に整備を推進する。

~~2) 良好な景観・環境づくり(第3章施策)~~

- ~~・駐車場附置義務条例の見直しについては、長崎市が主体となり、平成26年度を目標に検討~~

➤ 2) 魅力ある夜間景観の創造（市街地の灯りの維持・改善検討）（第3章施策）

関連事項 新エネルギーの活用（省エネルギーの推進）（第3章施策）

- ・市街地の灯りの維持・改善検討については、長崎市が主体となり、平成29年度までの5年間を目標に、既存の街路灯の光源をLED灯へ転換し省電力化を図ると共に、LED化にあたっては夜景にも配慮した上で現在の灯りが維持できるような検討を進める。

4 3) 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化（第3章施策）

関連事項 安全・安心な歩行者動線の充実・強化（誘導サインの整備・充実）（第3章施策）

- ・誘導サインについては、長崎市が主体となり、平成29年度までの整備を目指し、中心市街地等への案内誘導の仕組みを再検証した上で、既存の案内板・説明板も含め再整備を進める。
- ・電停（諏訪神社前）のバリアフリー化については、国が主体となり、長崎市や交通事業者、交通管理者、施設管理者と調整を図りながら、早急に供用できるよう検討を進める。

5 4) 安全・安心な歩行者動線の充実・強化（第3章施策）

- ・岩原都市下水路沿いの市道五島町恵美須町1号線などや市道出来大工町江戸町線の道路環境整備は、長崎市が主体となり整備を推進する。
- ・公衆トイレ等の環境整備については、長崎市が主体となり、高齢者や障害者の方が安心して利用できる多機能トイレの整備について検討を進める。
- ・トイレなどのおもてなし施設を民間事業者が主体となり維持管理する仕組みについては、長崎市が主体となりオーナー制導入の可能性の検討を進める。

6 5) 外国人観光客に対するおもてなしの向上（第3章施策）

- ・案内表示の多言語化については、長崎県と長崎市とが一体となり、ガイドや市民、観光客等の意見も参考にしながら、多言語化（日本語、英語、韓国語、中国語）未了の案内板、説明板などの整備を引き続き推進する。

3. 中期整備プログラム

中期整備プログラムにおける各プロジェクトの整備主体及び整備時期は以下のとおりとし、都市基盤施設等の検討及び整備の推進を目指す。

1) 県庁舎跡地の活用（第3章施策）

- ・県庁舎跡地の活用については、長崎県が主体となり、長崎市とも連携して、県庁舎跡地活用検討懇話会での検討も踏まえて、県庁舎移転後速やかに解体・着手できるよう取り組んでいく。

2) 市庁舎等の建替え（第3章施策）

- ・新市庁舎の整備については、長崎市が主体となり、平成31年度を目標に整備を推進する。

- ・新たな文化施設の整備についても、長崎市が主体となり、その実現に向け取り組んでいく。

3) 生活環境の充実（社会福祉施設や子育て支援施設等の整備検討）（第3章施策）

- ・社会福祉施設や子育て支援施設等の整備検討については、長崎市が主体となり、「長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」などの各計画による取り組みや施設の更新検討を進めるとともに、「子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度に策定し、その計画などを基に子育て支援施設等の整備検討を進める。
- ・建物低層部の賑わいに繋がる住宅系以外の用途の利用促進については、~~風格のある道路空間の整備に向けて~~民間事業者が主体となり、殺風景になりがちな建物低層部へ市民等が集い・交流する施設の配置を進める。

4) 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化（第3章施策）

- ・拠点周回バスの運行については、長崎県と長崎市とが一体となり、交通事業者と連携しながら拠点周回バスの可能性について検討を進める。
- ・公共交通機関の運行ルート見直しについては、長崎県と長崎市とが一体となり、各交通事業者、交通管理者、施設管理者と調整を図りながら、新市庁舎の完成や新幹線の開業、県庁跡地整備の時期に合わせた運行ができるよう、検討を進める。

5) 安全・安心な歩行者動線の充実・強化（第3章施策）

- ・回遊路の環境整備については、長崎市が主体となり、新市庁舎の整備や県庁跡地活用などに合わせ、市道の整備を推進する。
- ・長崎駅周辺から中央エリア、中央エリアからまちなかエリアの東西の動線の強化については、長崎市が主体となり、今後の検討の中で主たる動線を特定し、誘導サインの再整備、既存道路の改修・修景整備等を集中的に行う。
- ・バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の推進については、長崎市が主体となり、長崎県や各交通事業者などと一体となって、平成32年を目標に道路や公共交通機関のバリアフリー化を推進する。

4. 長期整備プログラム

長期整備プログラムにおける各プロジェクトの整備主体及び整備時期は以下のとおりとし、都市基盤施設等の検討及び整備の推進を目指す。

1) 出島和蘭商館跡復元の推進（第3章施策）

- ・出島和蘭商館跡の長期計画などについては、長崎市が主体となり、~~国・長崎県とも連携して、中島川公園や県庁舎跡地の活用とも連携した観光拠点としての整備検討を進める~~も含め、都市のシンボルとして、また交流・観光の拠点として整備推進していく。

2) 良好な景観・環境づくり（第3章施策）

- ・電線類地中化事業については、主要な歩行者動線を中心に、長崎市が主体となり、継続した5カ年計画に基づき、電力会社など関係機関との調整を図りながら安全で快適な歩行空間の

確保、都市景観の向上に向け整備を推進していく。

3) 生活環境の充実(第3章施策)

- ・老朽ビルの更新や低未利用地の有効活用については、土地所有者をはじめとする民間事業者が主体となり、行政機関とも協力して取り組みを進める。
- ・建物の共同化や再開発の促進については、土地や建物権利者が主体となり、行政機関と連携しながら実現へ向けた取り組みを進める。

4) 新エネルギーの活用(第3章施策)

- ・新エネルギーの利用促進については、長崎県と長崎市、民間事業者及び市民とが一体となり、安全でクリーンな太陽光などの利用を推進し、エネルギー使用量の削減、温室効果ガスの削減に取り組む。
- ・省エネルギーの推進については、長崎県と長崎市、民間事業者及び市民とが一体となり、省エネルギー機器の導入や節電に取り組むとともに、長崎市においては、ECOアクション等の環境行動の徹底、電気自動車の導入などにより、エネルギーの削減を推進する。

5) 都市の緑化(第3章施策)

- ・屋上や敷地内の緑化については、長崎市と市民、事業者とが一体となり、緑化を推進する。

6) 国道34号の風格と賑わいのあるメインストリートの創出(第3章施策)

- ・風格のある道路空間の整備については、長崎県、長崎市、道路管理者が一体となり、交通管理者や交通事業者と調整を図り、地元関係者の協力を得ながら推進する。
- ・賑わいのある沿道の環境整備については、長崎県と長崎市、民間事業者が一体となり、歴史文化博物館や市立図書館などの既存施設の活用や、県庁跡地や市役所跡地に新たな施設の整備を進めることで通りの魅力を高め、空き店舗や空きフロアの活用へつなげる。

7) 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化(第3章施策)

- ・観光バス乗降所の整備については、長崎県と長崎市が主体となり、交通管理者、施設管理者と調整しながら、検討を進める。
- ・路面電車の直通運行やタクシーベイの整備については、長崎市が主体となり、長崎県や各交通事業者などと一体となって、検討を進める。

8) 安全・安心な歩行者動線の充実・強化(第3章施策)

- ・回遊路の環境整備については、長崎市が主体となり、長崎駅周辺エリアとまちなかエリアを結ぶ主要な連携軸の整備を推進する。
- ・休憩場所等の確保については、長崎市と商店街、経営者などの関係者とが一体となり、確保を進めるとともに、現存施設の維持に努める。

4. 整備計画平面図及び整備プログラム

都市基盤施設等の短期・中期・長期整備計画を平面図に示す。

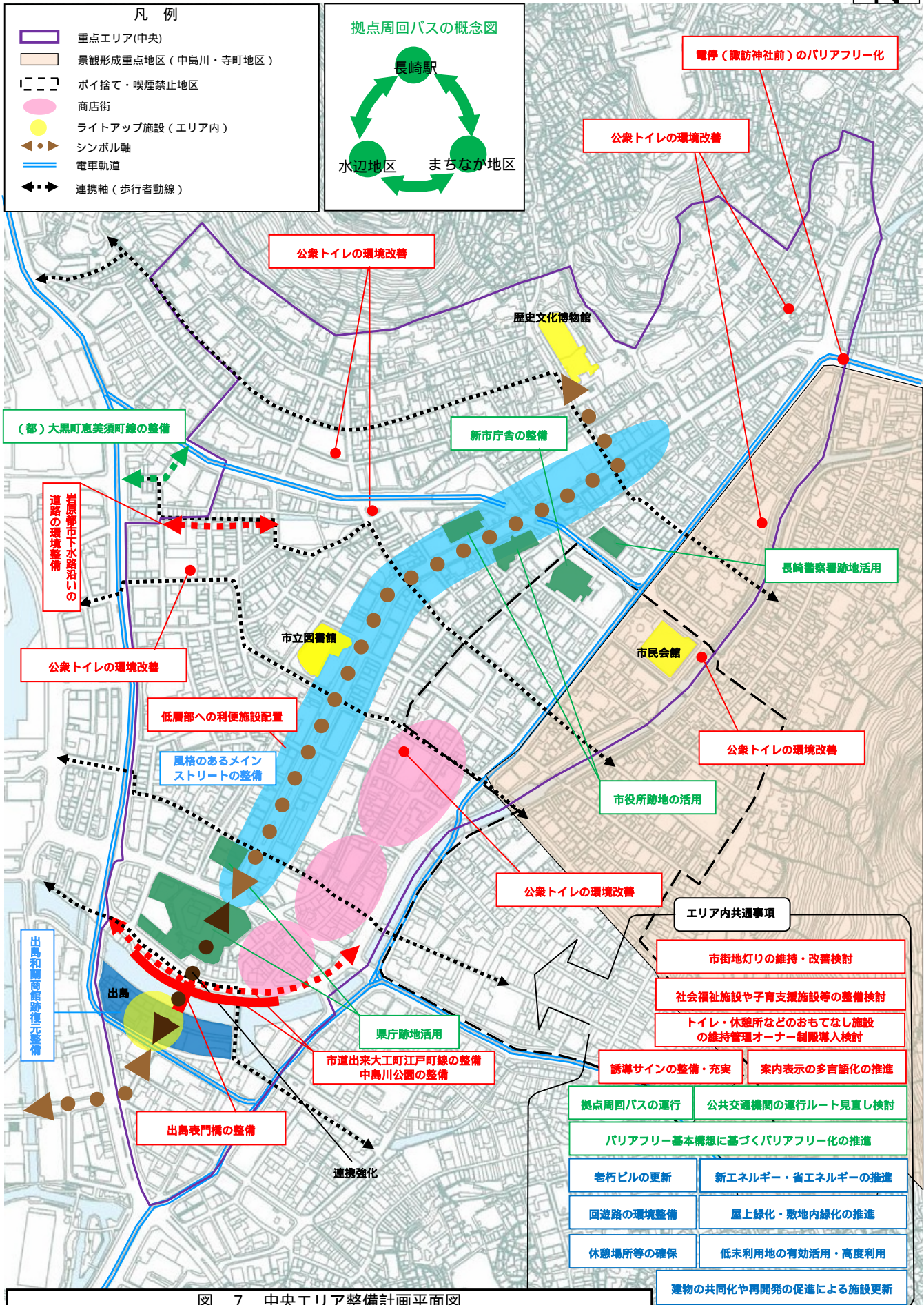


図 7 中央エリア整備計画平面図

凡例 赤色：短期整備プログラムの実施事業（H26～H29内の完成を想定）
 緑色：中期整備プログラムの実施事業（H26～H34内の完成を想定）
 青色：長期整備プログラムの実施事業（H26～H44内の完成を想定）

また、整備時期は整備プログラム表に示すとおりとする。

目標	施策名	短期整備期間 (平成26年度～平成29年度)	中期整備期間 (平成26年度～平成34年度)	長期整備期間 (平成26年度～平成44年度)	
1 都市の魅力の強化	被爆遺構のネットワーク化の推進	平和情報発信の充実			
		平和公園などの被爆遺構や平和関連施設からの人の流れを誘導するための動線整備			
	歴史的資産の保存と活用	歴史的建造物の保存と活用			
		出島和蘭商館跡復元整備事業の推進			
	出島和蘭商館跡復元の推進	出島表門橋の架橋			
		景観計画に基づく良好な景観形成の推進			
	良好な景観・環境づくり	電線類地中化事業の推進			
		ポイ捨て・喫煙禁止の推進			
		花のあるまちづくり事業の推進			
		市街地の灯りの維持・改善検討			
	魅力ある夜間景観の創造	観光施設ライトアップの推進			
		夜型イベントの推進			
	夜型観光の強化	宿泊滞在型観光の推進			
		アーバンデザインシステムやながさきデザイン会議による公共施設等のデザイン調整			
	公共施設等のデザイン調整	アーバンデザインシステムやながさきデザイン会議による公共施設等のデザイン調整			
	県庁舎跡地の活用	県庁舎跡地の活用			
	市庁舎等の建替え	新市庁舎の整備			
		新たな文化施設の整備			
市庁舎跡地の活用					
生活環境の充実	社会福祉施設や子育て支援施設などの整備検討				
	老朽ビルの更新、低未利用地の有効活用・高度利用				
	建物低層部の賑わいに繋がる住宅系以外の用途の利用促進				
商業の振興	商店街のリーダーや担い手の育成、個店の魅力向上、商店街の魅力向上、買い物環境の向上、空き店舗の活用				
	建物の共同化や再開発による施設更新				
新エネルギーの活用	新エネルギーの利用推進、省エネルギーの推進				
都市の緑化	屋上緑化の推進、敷地内緑化の推進				
	花のあるまちづくり事業の推進				
2 回遊性の充実	国道34号の風格と賑わいのあるメインストリートの創出	風格のある道路空間の整備			
		文化施設の整備などによる賑わいのある沿道の環境整備			
		道路空間を使ったイベントの開催			
	周辺地域との交通ネットワークの充実・強化	誘導サインの整備・充実			
		観光バス乗降所の整備検討			
		電停（諏訪神社前）のバリアフリー化の推進			
		拠点周回バスの運行			
		公共交通機関の運行ルート見直し検討			
		路面電車（平和公園方面～グラバー園方面）の直通運行の検討			
		タクシーベ이의整備・活用			
		岩原都市下水路沿いの道路環境整備			
	安全・安心な歩行者動線の充実・強化	市道出来大工町江戸町線の道路環境整備			
		回遊路の環境整備（市道の整備）		回遊路の環境整備（エリア間の連携軸の整備）	
		長崎駅周辺や松が枝周辺と中央エリアをつなぐ動線強化			
		誘導サインの整備・充実			
		公衆トイレの環境改善検討			
		電線類地中化事業の推進			
		トイレなどのおもてなし施設を維持管理するオーナー制導入の検討			
バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の推進					
花のあるまちづくり事業の推進					
休憩場所等の確保					
さるく観光の充実・強化	長崎さるくの進化				
	案内表示の多言語化の推進				
外国人観光客に対するおもてなしの向上	案内表示の多言語化の推進				
	おもてなしセミナーや外国語講座等の定期開催				
	商店街での買物利便性の向上、留学生等と連携した案内サービスの推進、インターネット環境の充実促進の検討、外貨交換窓口の設置				

表 - 2 整備プログラム表

新幹線開業
(H34)

凡例
 橙色：継続的に実施するソフト施策
 青色：施設の整備などのハード施策
 実線：既に予算化されている施策
 点線：今後予算化していく施策

第5章 計画の推進に向けて

1. 都市基盤施設の整備に向けた課題等の整理

継続的に行っていくソフト施策や整備プログラムに位置づけている都市基盤施設の整備については、以下に示す課題について解決を図る。

1) 出島和蘭商館跡復元の推進(第3章施策)

・出島の完全復元を含む長期計画について、具体的な検討が必要な時期に差し掛かっており、周辺の公共施設や土地利用への影響並びにコスト等を考慮しながら検討する必要がある。

2) 良好な景観・環境づくり(第3章施策)

・松が枝周辺エリアや長崎駅周辺エリアからまちなかエリアへの人の流れを確保するため、中心となるルートを想定し、ルート沿線の景観を充実させる必要がある。

3) 宿泊滞在型観光の強化(第3章施策)

・宿泊滞在型観光の強化にあたっては、観光施設のライトアップや夜型イベントの充実とともに、国内外に向けた積極的な情報発信が必要であり、このことについては、関連団体・民間事業者との連携をより一層深める必要がある。

4) 商業の振興(第3章施策)

・市街地再開発事業や拠点広場等の整備については、行政機関と地元商店街・経営者が緊密に連携する必要がある。

5) 国道34号の風格と賑わいのあるメインストリートの創出(第3章施策)

・沿道の土地利用は、ほとんどが業務系であったが、近年、住居系施設の混在が進みつつあるため、今後の望ましいあり方を検討し、適切に誘導していく必要がある。

6) 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化(第3章施策)

・当該エリアは、松が枝周辺エリアや長崎駅周辺エリアとまちなかエリアとを結ぶ重要なエリアであるため、まちなかへのアクセスを重視した見直しの検討を進める必要がある。

7) 安全・安心な歩行者動線の充実・強化(第3章施策)

・周辺地域との連携強化やエリア内を安心して回遊することができるよういくつかのルートを想定し、誘導サインのわかりやすさやトイレ・休憩場所等の配置などを検証し、歩く過程を安心して楽しめる環境の整備が必要である。

2. 推進体制

中央エリア整備計画に掲げている事業を推進するため、「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画に掲げる各プロジェクトの事業化に向けた検討を進めるため設置した「都市

再生調整会議（長崎県と長崎市の合同会議）」において、各事業の調整を図り、社会経済情勢の変化に伴い、必要な場合には本計画の改訂を行うこととする。

また、情報発信については、ホームページ上の公開だけに止まらず、説明会、イベント等での周知を図り、市民・県民の一層の理解が得られるよう努める。

中央エリアの景観形成にあたっては、公共空間と民有空間が一体となって良好なまちなみを創出できるよう、長崎市が主体的に調整を行う。

新市庁舎や県庁舎跡地、市庁舎跡地に整備されるものについては、都市計画や建築等の専門家で構成される既存のデザイン検討組織において調整を行う。

産・学・官の連携による長崎地域の経済活性化を目的として、インバウンドの促進に繋がるまちづくりの方策について検討を進めている「長崎都市経営戦略推進会議」との調整を図る。

民間を中心とする施設整備や建築物整備を支援するために、税制優遇や金融支援が受けられる都市再生緊急整備地域の指定に向けて、県と長崎市が一体となって取り組む。

観光客が利用する施設の整備にあたっては、県、市、商店街、交通事業者が連携して、観光客のニーズの把握に努める。